

# 原子力施設反対住民運動における訴訟利用

なか　がわ　かおり  
中　川　かおり

## 目 次

序章	101
第一節 問題設定	101
第二節 原子力施設反対住民運動のフィールド	101
1 原子力施設	101
2 原子力施設反対住民運動の背景となる社会構造	102
3 原子力施設反対訴訟の特徴	102
4 原子力施設許可処分手続き	105
第三節 問題再設定	105
1 問題再設定	105
2 事例研究の対象	105
3 事例研究における経過説明のポイント	106
第一章 伊方一号炉反対住民運動と訴訟	107
第一節 原子炉設置許可処分手続き	107
第二節 伊方一号炉訴訟概観	108
第三節 運動の経過	108
1 行政手続き	108
2 政治資源	112
3 運動の広がり	113
4 弁護士とのつながり	115
5 訴訟に対する住民の意識	117
第二章 六ヶ所村核燃料サイクル施設反対住民運動と訴訟	118
第一節 核燃料サイクル施設事業許可（指定）処分手続き	118
第二節 核燃料サイクル施設訴訟概観	120
第三節 運動の経過	120
1 行政手続き	120
2 政治資源	124
3 運動の広がり	125
4 弁護士とのつながり	127

5	訴訟に対する住民の意識	128
第三章	分析	128
1	行政手続き	128
2	政治資源	129
3	運動の広がり	130
4	弁護士とのつながり	130
5	訴訟に対する住民の意識	132
	結論	133

## 序章

### 第一節 問題設定

法社会学は、「法を社会にとって周辺的なものと見る見方と、国家中心的な法の見方との緊張関係の中にある」<sup>1</sup>といえる。これらは、容易には統合できない法の二つの側面である。この法の二つの側面を統合しようとして「法社会学は（「規範的主張」を伴った）社会的紛争が最終的には裁判によって決着をつけられるような（「法的主張」を伴った）争論へと変容していく過程を記述することができると段階モデル、あるいは局面モデルを発展させてきた」<sup>2</sup>といえる。これまでのさまざまな研究により、社会における紛争のうちで裁判に至るものは、一部にすぎないということが示されてきた。特に日本では欧米よりも「私人間の紛争を訴訟によって解決することをためらい或はきらうという傾向があ」<sup>3</sup>り、紛争が訴訟になる割合は非常に小さいということが、日本人の法行動についての通説となっている。そこから、訴訟の利用はそれぞれの場合に、どのような要因に規定されているのか、という問題が考察されるようになった。

そこで、私は、「原子力施設反対住民運動の中に、どのような要因が存在するために訴訟が提起されるのか」を探りたいと考える。

原子力施設反対訴訟を題材に選ぶのは、第一に、訴訟の前提として住民運動が存在しているためである。訴訟提起の主体が集団であるが故の訴訟に至る過程の特色とはどのようなものか、というのが大まかな問題関心である。

第二に、本章第二節で詳述するが、原子力施設反対訴訟は日本の高度成長の産み出した問題を反映した、きわめて現代的な性質を持つ訴訟である。しかしながら、このような訴訟の利用を規定する要因を探る研究はほとんど存在しない<sup>4</sup>。

### 第二節 原子力施設反対住民運動のフィールド

前節で設定した「原子力施設反対住民運動の中に、どのような要因が存在するために訴訟が提起されるのか」という問題を考えるにあたり、原子

力施設反対住民運動がどのようなフィールドで行われているかということを捉えておく必要がある。そこで、以下では1原子力施設、2原子力施設反対住民運動の背景となる社会構造、3原子力施設反対訴訟の特徴、4原子力施設許可の手続き、を順に見ていく。

#### 1 原子力施設

「原子力施設」とは何かについて、本論文の前提として必要な限りで説明する<sup>5</sup>。「原子力施設」とは、「原子力発電所」と「核燃料サイクル施設」を包摂する概念である。

ウランの核分裂を起きやすくするために、ウランを特別な燃料の形にする必要がある。また、原子炉で燃料を燃やした後の始末が問題となる。燃料をつくり、燃やした後の燃料や放射性廃棄物の後始末をすることの全体を「核燃料サイクル」という。発電所だけあっても、核燃料サイクル施設がなくては原子力発電はできない。

核燃料サイクルは、ウランの採掘から始まる。日本での原子力発電の燃料ウランはすべて、海外で採掘されている。次に、ウラン鉱石からウランを取り出す「製錬」という工程がある（製錬工場において行われる）。続いて、ウランの濃縮という工程が必要となる（ウラン濃縮工場において行われる）。天然ウランのなかには、原子炉で燃えるウラン-235は、わずか0.7パーセントしか含まれていないため、燃えるウランの割合を2-4パーセントにまで高めて燃料にする「濃縮」が必要なのである。この濃縮ウランから作られた燃料棒が、原発の原子炉で燃やされるのである（原発において行われる）。原子炉で燃やされたあとの使用済み燃料の処理については、そのまま廃棄するワンスルー方式と、再処理し、プルトニウムと燃え残りのウランを回収し、高速増殖炉などで核燃料として再利用する「核燃料サイクル」方式の二つがある。原発からでる、放射線を帯びた廃棄物を貯蔵・処分する必要がある（低レベル放射性廃棄物埋設施設において行われる）。また、使用済み燃料から燃え残りのウランとプルトニウムを取り出した残り

の高レベル放射性廃棄物を貯蔵・処分する必要がある（高レベル廃棄物管理施設において行われる）。

日本のエネルギー政策<sup>6</sup>の前提には、エネルギー需要が堅実に増大していくという見通しがある。日本の石油依存度は主要先進国に比べ高い水準にあり、さらにその多くを政治情勢の流動的な中東地域に依存していることから、国は「原子力をはじめとする石油代替エネルギーの開発・導入を着実に推進していく」ことを課題とし、エネルギー自給の方策として核燃料サイクル方式を堅持している<sup>7</sup>。

## 2 原子力施設反対住民運動の背景となる社会構造

では、原子力施設反対住民運動は、どのような社会構造の中で行われるのであろうか。その背景となる社会構造を捉えることを試みる。

原子力施設建設問題は、「1950年代後半以降における、各種の社会的需要の飛躍的増大およびそれと並行した形で進行したスケールメリットの追求、社会構造上の急激な変化の結果として産み出され、日本社会の狭隘さによって增幅されてきた問題」<sup>8</sup>の内のひとつである、といえる。

梶田孝道は、1960年代以降の大規模開発問題の構造をとらえるために「受益圏」「受苦圏」という概念を導入する。ここでは、原子力施設建設問題の構造を、この「受益圏」「受苦圏」という概念を使って説明したい<sup>9</sup>。

梶田によれば、受益圏と受苦圏は、以下の2点によって定義される。

- ① 「欲求」の充足・不充足として定義される。
- ② 一定の空間的広がりをもった「地域的な集合体」として定義される。

原子力施設問題における①の受益圏は、電力を大量に消費しようという欲求を満たされる人達、受苦圏は、安全な生活環境の保持という欲求を満たせなくなる人達である。

②の受益圏は、全国に分散して電力を利用する国民のほぼ全体、受苦圏は、原発の運転によって生

活の安全をおびやかされる地域住民である。

つまり、立地点の住民は、①、②の二重の意味で「受苦圏」に位置することになる<sup>10</sup>。農村地域には原子力施設の危険性が、補助金<sup>11</sup>という見返りとともに押し付けられ、都市地域は原子力施設から得られる利益を一方的に享受するという構造が、スケールメリットの追求のなかで作り出されている。

## 3 原子力施設反対訴訟の特徴

原子力施設反対訴訟を提起する主体は、2で述べたような、「欲求」と「地域」の二重の意味で受苦圏に位置付けられる地域住民である。すなわち、原子力施設反対訴訟とは、受苦圏に位置付けられる地域住民による、受益圏・受苦圏が分離している現在の社会構造に対する異議申立ての訴訟であるといえる。このように「社会システムの構造的な要素の変更」という一般的な課題が、直接的には個別ケースの処理を課題とする裁判に課せられる」<sup>12</sup>のは、「現代型訴訟」という概念で注目を集めてきた訴訟の社会学的な特色である。現代型訴訟たる特質をもった訴訟は数としては決して多いわけではないが、1960年代以降の社会システムの構造変化を反映した訴訟であることから、従来の裁判の制度的枠組み<sup>13</sup>からは捉えきれない特質を持っている。

では、日本における原子力施設反対訴訟の状況はどのようなものであろうか。以下、表の形でまとめる。

下記一覧から気付くことは、次のようなことがある。

- ・近年、原告居住地の拡大が著しい。特に、志賀原発や、六ヶ所村の核燃料サイクル施設では全国から原告が集まった。
- ・これまでのところ、原告側（原子力施設立地点住民）が勝訴した事件は、下級審においてすら1件もない。
- ・1996年12月現在稼働中の原子力施設は55基<sup>14</sup>、建設中のものが3基存在する。そのうち、訴訟となっているものは下記一覧の16基である<sup>15</sup>。

## [原子力施設反対訴訟一覧]

原子力施設	所 在 地	原 告	提 訴	一 審	二 審	最 高 裁
実用発電用原子炉（原子炉等規制法23条1項1号）						
(1) 設置許可取消訴訟						
伊方1号炉	愛媛県西宇和郡伊方町九町	30km圏内住民	73.8.27	78.4.25棄却 (松山地裁)	84.12.14棄却 (高松高裁)	92.10.29棄却
東海第二	茨城県那珂郡東海村	20km圏内住民	73.10.27	85.6.25棄却 (水戸地裁)	係争中 (東京高裁)	
福島第二1号炉	福島県双葉郡楢葉町	60km圏内住民	75.1.7	84.7.23棄却 (福島地裁)	90.3.20棄却 (仙台高裁)	92.10.29棄却
伊方2号炉	愛媛県西宇和郡伊方町九町	30km圏内住民	78.6.9	係争中 (松山地裁)		
柏崎刈羽1号炉	新潟県柏崎市青山町	90km圏内住民	79.7.20 80.3.11	94.3.24棄却 (新潟地裁)	係争中 (東京高裁)	
川内1号炉	鹿児島県川内市久見崎町	不明	80.4.	81.10.22取下げ (鹿児島地裁)		
(2) 民事差止訴訟（建設（及び／ないし）運転の差止）						
女川1号炉 (建設操業)	宮城県牡鹿郡女川町	20km圏内住民	81.12.26	94.1.31棄却 (仙台地裁)	係争中 (仙台高裁)	
志賀（建設）	石川県羽咋郡志賀町	全国住民	88.12.11 89.7.14	94.8.25棄却 (金沢地裁)	係争中 (名古屋高裁金沢支部)	
泊1・2号炉 (建設操業)	北海道古宇郡泊村	130km圏内住民	88.8.31	係争中 (札幌地裁)		
高浜2号炉	福井県大飯郡高浜町	150km圏内住民	91.10.9	93.12.24棄却 (大阪地裁)		
研究開発段階の原子炉（原子炉等規制法23条1項4号）						
(1) 設置許可無効確認訴訟						
原子力船むつ		不明	89.2.	92.3.25取下げ (青森地裁)		
(2) 設置許可無効確認訴訟						
もんじゅ	福井県敦賀市	60km圏内住民	85.9.26	87.12.25却下 (福井地裁) 92.11.20差戻審開始	89.7.19 一部差戻	92.9.22 地裁差戻
(3) 民事差止訴訟						
もんじゅ	福井県敦賀市	60km圏内住民	85.9.26	係争中 (福井地裁)		
核燃料サイクル施設						
加工事業（原子炉等規制法13条1項）						
(1) 加工事業許可無効確認訴訟						
ウラン濃縮工場	青森県六ヶ所村	全国住民	89.7.13	係争中 (青森地裁)		
廃棄物埋設事業（原子炉等規制法51条の2第1項1号）						
(2) 事業許可取消訴訟						

低レベル廃棄物埋設	青森県六ヶ所村	全国住民	91.11.7	係争中 (青森地裁)		
高レベル廃棄物貯蔵	青森県六ヶ所村	全国住民	93.9.17	係争中 (青森地裁)		
再処理事業（原子炉等規制法44条）						
(3) 事業指定取消訴訟						
再処理施設	青森県六ヶ所村	全国住民	93.12.3	係争中 (青森地裁)		

注：原子力資料情報室編『脱原発年鑑97』p. 39, 『ジュリスト』1017号p. 32により作成

・原子力施設は、一ヶ所に何基かまとめて建設されることが多いため、地点で数えると21地点中11地点と、約半数の地域で訴訟になっている<sup>16</sup>。  
(論文末尾、図1参照)

ここで、「古典的民事訴訟」<sup>17</sup>と対比したときの原子力施設反対訴訟の主な特徴を見てみたい。これは、運動が訴訟を提起する要因が訴訟の特徴を反映している必要があるため、要因を考える前提として必要な作業である。

第一に、企業や国といった「強者」を相手に、社会経済的・政治的に「弱者」ないし「少数者」である地域住民が集団的に提起する<sup>18</sup>という図式になっている。

第二に、公害訴訟のように過去の特定の行為・措置から現実に生じた被害の事後的・個別的な救済が求められるのではなく、原子力施設の運転または建設の差止めが求められる。よって、勝訴しても金銭が得られる性質の訴訟ではない。

第三に、原子力施設を規制する法律には「裁判における紛争解決のための基準として直接機能することを必ずしも予定されていない」<sup>19</sup>ものしか存在しない。たとえば、原子力施設反対訴訟にあたり行政訴訟を選択すると、原子炉設置許可処分取消訴訟を提起することとなるが、許可の基準を定めた「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日法律166号、以下、原子炉等規制法とする) 24条は、非常に曖昧な条文であって<sup>20</sup>、行政裁量を統制したり、裁判における紛争解決の基準として機能することを想定して作られたものとは考えにくい。

第四に、一国のエネルギー源として原子力を使

うべきか、という基本的な価値選択を含む争点が問題となることから、裁判所は行政・立法との関係を考慮せざるをえない<sup>21</sup>。これは、裁判所が「審理にあたって考慮に入れるべき利害関係、政策的問題、判決の効果などを従来型訴訟よりも拡大せざるをえな」<sup>22</sup>いことを意味する。

第五に、国の政策に関する問題であり、裁判所が様々な利害関係を考慮しなければならず、困難な判断を迫られること、また原子力の安全性論争のための科学的論点を含むことなどから、非常に長期にわたる訴訟となる<sup>23</sup>。

第六に、活発な法廷弁論が展開される。たとえば、伊方一号炉訴訟第一審においては、1973年12月20日を第一回として1977年10月27日まで合計36回の審理が行われ、その間2回にわたって現場検証がなされ、原告・被告双方から申請した合計21名の証人・鑑定人および5名の原告本人の尋問がなされた<sup>24</sup>。

第七に、取下げが少なく、和解が存在しない<sup>25</sup>。取下げは、原子力船「むつ」訴訟と川内1号炉訴訟の2件のみである。ところが、その内実を見ると、原子力船「むつ」については、その実験航海が終了し、原子炉を起動することがなくなったので、1992年3月に訴えが取り下げられたものである<sup>26</sup>。また、川内1号炉は現在稼動している。本件訴訟が取り下げられたのは、原子炉等規制法の改正により許認可権者が内閣総理大臣から通産大臣に変わったことに気付かず、取消訴訟の訴えの期間を過ぎてしまったためである<sup>27</sup>。結局、原子力施設反対訴訟においてはこれまでのところ、実質的には、取下げは一件も存在しないことになる。

#### 4 原子力施設許可処分手続き

では、住民運動が標的とする原子力施設許可処分手続きを、どのようにになっているだろうか。本節1で述べたように、原子力施設は、原発と核燃料サイクル施設を包摂する概念であるが、原発の許可処着手続きと核燃料サイクル施設のそれは、細かい点ではかなり異なっている。そこで、細かい点は運動の前提としての許可処着手続きをの叙述（第一章、第二章）にゆずり、ここでは両者に共通する部分のみを大まかに説明しておくこととする。

原子力施設設置許可処着手続<sup>28</sup>きは、大きく二つに分けられる。

第一に、国家計画の段階がある。各電力会社による原子力施設建設は、国家レベルの長期的で総合的なエネルギー供給計画の枠内で計画・決定されるものである。具体的な原子力施設が決定されるについて、これを拘束する最上位にある国家計画が「長期エネルギー需給見通し」（総合エネルギー調査会）であり、その下に「長期電力需給見通し」（電気事業審査会）や「原子力開発利用長期計画」（内閣総理大臣）等が存在する。

第二は、第一段階を経て電力会社が提出する原子力施設設置許可申請に対して、国が安全審査をする段階である。国の安全審査の基準を定める法は、原子炉等規制法である。同法は、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和目的に限られ、計画的に行われることを確保し、あわせて災害防止と公共の安全を図るために製鍊、加工および再処理の事業ならびに原子炉の設置・運転等に関する必要な規制を行うこと及びこのほかに国際規制物質の使用に関して必要な規制を行うことを目的とするもの（同法第一条）とされ、総則（第一章）のほか、核燃料物質等の「製鍊の事業に関する規制」（第二章）、「加工の事業に関する規制」（第三章）、「原子炉の設置、運転等に関する規制」（第四章）、「再処理の事業に関する規制」（第五章）、「核燃料物質の使用等に関する規制」（第六章）、「国際規制物質の使用等に関する規制」（第六章の二）から構成されている。このように、原子

炉等規制法は、さまざまな原子力施設をまとめて規制しているものであるが、施設の種類により許可等の手続きは異なる。

#### 第三節 問題再設定

##### 1 問題再設定

第二節3より、住民が訴訟において勝訴する見込みや、それにより原子力施設の稼働が止まる可能性は、日本においては非常に小さく<sup>29</sup>、勝訴しても金銭は得られず、法律が不備、訴訟が長期にわたるなど、訴訟自体が困難を伴うものであることが分かった。それにもかかわらず、非常に高い割合で訴訟が提起され続けているところに原子力施設反対訴訟の特色がある。

そこで、第一節で設定した「原子力施設反対住民運動のなかにどのような要因が存在するために訴訟が提起されるのか」という問題を、この特色をふまえ、「原子力施設反対住民運動の中にどのような要因が存在するために、勝訴や原子力施設の建設・稼働の停止等の可能性が非常に低いにもかかわらず訴訟が提起されつづけているのか」という形に修正する。

日本で訴訟が多い領域につき、その原因を同定する研究には、二つの流れがある。一つは、共同体の内部で権利の主張や訴訟が許されないことに対応した、共同体の外部の世界での「不眞戴天」の戦争状態の開始としての権利主張や訴訟である。これは、権利意識の未成熟によるものとされる<sup>30</sup>。今一つは、コスト=ベネフィットで訴訟利用を説明するものであり、訴訟のコストが少なくベネフィットが多い事件類型で多くなるとされる<sup>31</sup>。これらを念頭に置きつつ、事例を見ていきたい。

##### 2 事例研究の対象

事例研究の対象としては、日本で最初の原発反対訴訟である伊方一号炉反対訴訟と、比較的最近の六ヶ所村における核燃料サイクル施設反対訴訟の二つをとりあげたい。

ところで、住民運動の対象となったのは伊方では原発であり、六ヶ所村では核燃料サイクル施設

であるが、第二節1で説明したように、両者は全く異なる性格の施設である。そこで、こうした二つの住民運動を比較するのは適當かという問題が出てくるであろう。これについては、運動をし、訴訟を提起する主体である住民の意識上は、両者はほとんど区別されていないという実態に注目すべきである<sup>32</sup>。住民は、原発と核燃料サイクル施設を包摂した「原子力施設」に対して異議申立を行っているのである。訴訟提起の要因を探るという本稿の問題関心にとっては、訴訟を提起する当事者の意識が両者を比較することに意味があるかどうかの判断基準となろう。よって、両者を比較して分析してかまわないと考える。

原子力施設反対住民運動の事例を見るために用いた主な資料は、以下のとおりである。

#### [第一章 伊方一号炉反対住民運動と訴訟]

- ・藤田一良弁護士へのインタビュー（1997年7月24日）
- ・『月刊地域闘争』（ロシナンテ社），特に，3巻5号（1972）
- ・『判例時報』891号，1076号

#### [第二章 核燃料サイクル施設反対住民運動と訴訟]

- ・地域開発研究会 『むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』（1992・93・94年度科学的研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書）（1995）
- ・鎌田慧 『六ヶ所村の記録』講談社文庫（1997）
- ・日本弁護士連合会 公害対策・環境保全委員会『核燃料サイクル施設問題に関する調査研究報告書』（1987）
- ・核燃料サイクル4施設各反対訴訟の訴状（発行，核燃サイクル1万人訴訟原告団）
- ・浅石鉱爾 「III 裁判の経過と成果」『原告団十年史』（未公刊）
- ・[第一章]，[第二章]双方につき，反原発運動全国連絡会『反原発新聞縮刷版』0号—100号野草社（1986），101号—160号（1992）

\*なお、本論文の事例としては扱わなかったが、反原発運動の実態の一般的な理解にあたり、泊原発（北海道）に反対する市民運動グループで

ある「岩内原発問題研究会」のリーダー、柏陽太郎氏へのインタビュー（1997年9月25日）が参考となった。

### 3 事例研究における経過説明のポイント

原子力施設反対住民運動が訴訟に至るまでの経過を説明するには、1行政手続き，2政治資源，3運動の広がり，4弁護士とのつながり，5住民の訴訟に対する意識，の5つ<sup>33</sup>がポイントとなるよう思われる。なぜなら、この5つが運動による訴訟の選択に関わると考えるためである。

そこで、第一章第三節、第二章第三節では、この5つのポイントに沿って運動の経過を説明する。その前提として、ここではそれぞれのポイントの意味を簡単に説明しておきたい。

- 1 行政手続き………事業者の申請から行政庁の原子力施設許可処分までの手続きにおける、住民参加や情報公開に着目する。
- 2 政治資源………地元市町村の同意、知事同意、これら二つにとって前提となる自治体選挙等、行政手続きに組み入れられていることから、住民の交渉の拠り所となっているものを行政手続きとは独立に扱う<sup>34</sup>。市町村長の同意や選挙といった政治資源の動員の状況に着目する。
- 3 運動の広がり………住民運動が単一の運動体によって行われることはまずない。住民運動とは、ある時点で見ると多数の小さな運動体の種々の活動の積み重ねの総体であり、またある期間で見るとそれぞれの時期に中心となる運動体が変移していくものである。この運動の広がりの推移に着目する。
- 4 弁護士とのつながり<sup>35</sup>………原子力施設反対訴訟の中には弁護士のつかないものも存在する<sup>36</sup>が、ここで取り上げる伊方と六ヶ所はどうちらも弁護士がついている訴訟であり、運動と弁護士がどのような経緯で結び付いたかに着目する。
- 5 訴訟に対する住民の意識………住民のもともと持っている訴訟観や、運動の過程で身に

つけた訴訟観に着目する。

## 第1章 伊方一号炉反対住民運動と訴訟

### 第一節 原子炉設置許可処分手続き

ここで、伊方一号炉反対住民運動の経過を叙述する前提として、運動が向けられた対象である原子炉設置許可処分手続きについて概観する。下図は、原子炉設置許可処分手続きを簡単に示したものである。

下図について説明を加えよう。

1972年当時、原子炉の設置許可処分手続きは、次のようになっていた<sup>37</sup>。

- i 電力会社は原発を建設したい場所を選び、市町村長と接触して地元の意向を打診する。
- ii 次に、住民への説得工作がはじまる。電力会社は住民に対し、土地・漁業権買収などの補償金の額の提示、地元の受ける税収利益、過疎からの脱却などのPRと同時に原発の安

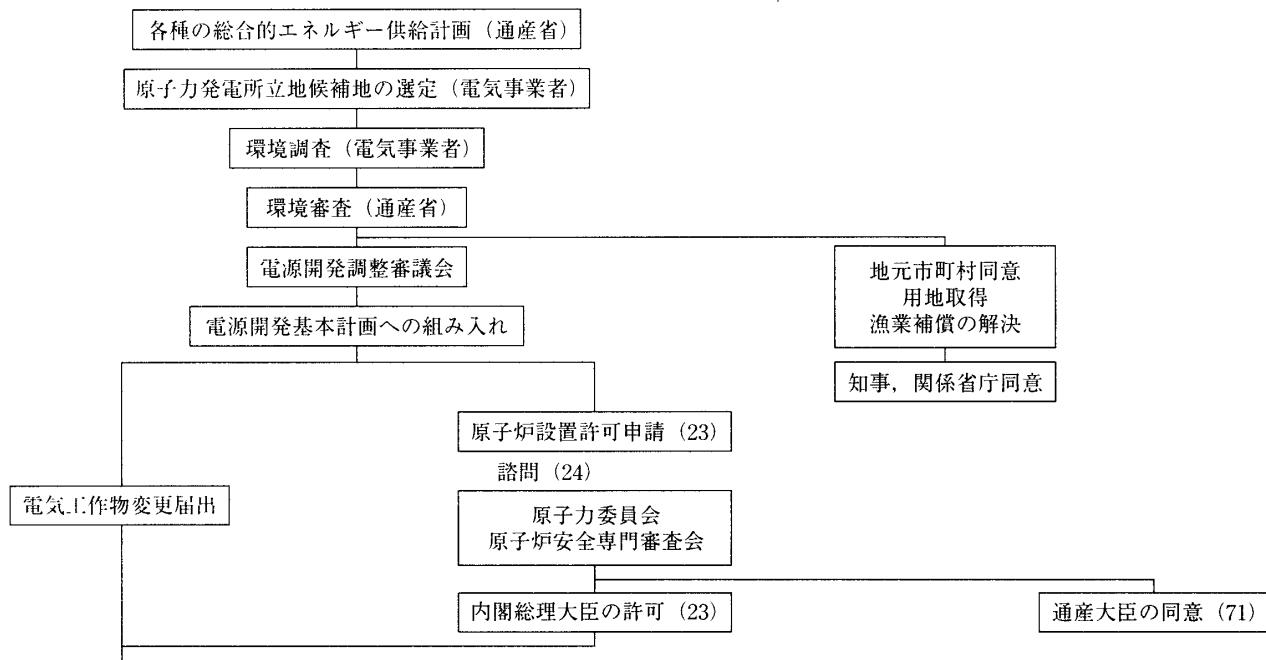
全性などに関する情報の提供を行う。

- iii 地方議会の誘致決議や地元市町村長・県知事による原子炉設置についての同意が正式に表明される。

以上のi～iiiは、法令で定められたものではなく、事実上行われている手続きである。この過程で電気事業者が得なければならない、地元市町村同意・用地取得・漁業補償問題の解決は「三条件」といわれ、電源開発調整審議会の議決の前提条件である。電気事業者によるこの三条件の調達過程が、原子炉設置許可処分手続きの中で、運動が交渉力を持ちうる唯一の場面である。

- iv i～iiiと並行して、発電所を設置しようとする電気事業者は、その建設地点の気象、海象等の調査を行って、その結果を通産省に提出する。続いて、通産省作成の調査報告書と、電気事業者による環境調査結果が合わせて環境審査顧問会にかけられ、その審査結果が電源開発調整審議会に反映される。

#### 〔原子炉設置許可処分手続き〕



注1：上図の括弧内の数字は、原子炉等規制法の条文を示す。

注2：原子力資料情報室編 1997『脱原発年鑑 '97』七つ森書店p.261

原子力安全委員会編 1995『原子力安全白書 平成7年度版』p.15

下山俊次 1976「原子力」『現代法学会集54 未来社会と法』p.528  
を基に作成。

## [伊方一号炉反対訴訟に至るまで]

施設	設置主体	許可申請	許可処分	異議申立	訴訟提起
原子炉	四国電力	1972 5.8	72 11.28	73 1.27	73 8.27

この環境影響評価の実施に関しては、通達で定められている。他方、以下は、法令に根拠をもつ手続きである。すなわち、vについては電源開発促進法が、viについては原子炉等規制法が主に規定している。

v 電源開発調整審議会の議決によって、当該原子炉設置が国の電源開発基本計画へ組み入れられる。電源開発促進法によれば、内閣総理大臣は、国土の総合的な開発、利用および保全、電力の需給、電源開発の円滑な実施を図るために必要な事項を考慮して、電源開発基本計画を立案し、電源開発調整審議会の議を経て、これを決定し、公表する（電源開発促進法3条1項、2項）。この電源開発基本計画の決定により、立地の計画地点が決定がなされる。

vi 原子炉の設置許可申請や電気工作物変更許可申請がなされ、それぞれについての審査を経て、許可がなされてはじめて原子炉の建設が開始される。原子炉を設置しようとする者から内閣総理大臣に設置許可の申請が提出されると（原子炉等規制法23条）、内閣総理大臣は許可を与える場合に、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重しなければならない（同法24条2項）。原子力委員会には、非常勤の30名以内の審査委員によって組織される原子炉安全専門審査会が置かれ（原子力委員会設置法14条の2、3），原子力委員会が総理大臣から意見を求められると、委員長の指示によって同審査会は、申請者によって提出された資料をもとに原子炉の安全性に関する調査審議をする。

## 第二節 伊方一号炉反対訴訟概観

続いて、伊方一号炉反対訴訟を概観する。

この訴訟で争点となったのは、大きく分けて、

許可処分の手続的違法性<sup>38</sup>と許可処分の内容的違法性の二つである<sup>39</sup>。許可処分の手續的違法性として、原子力基本法違反、基本法・規制法の憲法違反、許可処分手続きの規制法違反、安全評価過程における適性手続保障義務違反等が争点となつた。許可処分の内容的違法性は、許可処分に際して行われた科学的判断の妥当性に関する争点であり、立地審査、炉心燃料、蒸気発生器、平常時の被爆評価等が問題とされた。

## 第三節 運動の経過

運動の経過については、序章第三節3で述べたように、5つのポイントに沿って叙述する。しかし、それだけでは全体像がつかみにくいと思われる所以、煩雑ではあるが以下に年表を掲げる。

## 1 行政手続き

行政手続きは、本章第一節の図のようになっている。

この中には、住民が行政に対して「原子炉の安全性に関する研究、開発、利用の成果および行政情報のすべてを事前に『公開』<sup>40</sup>させるための手続きは存在しない。

また、行政手続きにおいて「許可の手続きに[中略]地元住民が参加しうる機会を確保するとともに、少なくとも原子炉等による災害の防止上支障（原子炉等規制法24条1項4号）を生ぜしめる恐れのある事項については、住民らが、申請者四国電力または原子力委員会に対し科学的、合理的な安全性の説明と立証を求めることができ、あるいはこれに対する反論と反証をなして自らの利益を防御することができる十分な機会を与え<sup>41</sup>られてはいられない。

住民の意向が反映されうるのは、本章第一節で説明した手続きの中で、ごく初期の用地買収、漁業補償に関わる点のみであり、原子力施設そのもの

	推進の動き		反対の動き
1969			
4	伊方町長、四国電力(以下、「四電」と略す)に対し、原発誘致の陳情。		
7. 7	四電と伊方町の間で、「原発敷地の確保に関する協約」、「業務委託契約」を締結。		
7. 28	伊方町議会が原発誘致を決議。	8	共産党の党県委、原発誘致反対の街頭宣伝を開始。
7	四電、伊方原発設置計画を発表。		
8. 2	町見漁協組合長が伊方町、四電と秘密覚え書き。	10	学生、伊方原発粉碎愛媛大学共闘委員会を結成。
8. 12	伊方町議会、原発誘致対策委員会を組織。		
9	四電、土地買収を開始。	10. 13	町見漁協臨時総会、原発誘致反対の決議。伊方町原発設置反対共闘委員会(以下、「共闘委」と略す)結成。
1970			
3. 7	原発誘致設置会結成。	3	保内町磯津漁協定期総会、原発設置反対を決議し、対策委員会を設置。
7. 11	四電、ボーリング調査の結果、「地盤が固く、原発に適地」と発表。	5. 6—	四電のボーリング調査に対し共闘委、毎日30—50名を動員し、座り込み等で阻止活動。学童も参加し(同盟休校)、第一回デモ。
8. 17	誘致賛成派による「研究会」結成。	5. 15	第二回デモ。
8. 20	保内町町議会、原発用水の分水を決定。	5. 29	磯津漁協、県水産課長に原発誘致撤回を申し入れ。
9	四電、伊方原発の正式設置を発表。	6. 4	共闘委、第三回デモ。
9. 26	誘致賛成派、四電の原発設置決定の祝賀パレード。	7. 3	共闘委、署名運動。
10. 3	県議会、原発誘致を決議。	9. 10— 16	署名簿を県と国会公害対策委員長に提出。
12	四電、原発設置予定地の地主4名に対し、買い取り土地明け渡し訴訟を提起。(第一次土地訴訟)	9. 17 10. 11 10. 20 10. 22 10. 24 10. 30	共闘委主催、第四回デモ。 西宇和原発対策期成同盟結成。 保内町で「水を守る会」結成。 現地に団結小屋「平ばや城」構築。 四電、住民の抗議行動で、導水管埋設のための測量を一時中断。 保内町磯津漁協、原発対策委員会を開催し、建設中止の申し入れを決定。
1971		10 1. 9	四電、共闘委の抗議に対して、一部付帯工事中止の確認書を作成。
2. 1	県主催で「原発の安全性に関する講演会」		
2. 5	県が四電に対し、測量のために、原発反対地主の土地に土地収容法第11条を認可。		
3. 11	伊方町、町道の九町一九町越線の改修拡張工事を開始。		
3. 26	四電、九町越の16戸全戸と移転補償契約を締結。		

3 . 28	四電、有寿来漁協と漁業補償を三千万円とすることで合意。	4 . 24 5 . 23 5 . 25	町見漁協定期総会、原発反対決議と補償交渉打ち切り決議。 共闘委を中心、海陸合同デモ。 漁協総会決議の履行を漁協幹部に求めた反対派3名のうち、1人がけが（いわゆる鳥津事件）。
6 . 1	四電、資材運搬道路の農地転用について県への申請を取下げ、本工事とあわせ、一括して農林大臣へ申請。		
7 . 2	町見漁協において、当漁協が1969年8月に四電とりかわした「秘密覚え書き」が暴露。	7 . 3 7 . 10 7 . 19 8 . 6 8 9	共闘委、四電とはじめての対話集会。この集会は12時間におよぶ。 共闘委、現地にバリケードを構築。 共闘委、バリケードを自主撤去。 共闘委が再び、現地にバリケードを構築。 京都大学、関西大学の学生を中心に、伊方原発粉碎関西労学共闘会議（労学共闘）結成。 上田為成ほか11名、松田十三ほか3名の磯津漁協組合の組合幹部の職務執行停止仮処分を申請。
7 . 12	町長、共闘委にたいし7月10日構築のバリケードの撤去命令。共闘委は拒否。		
10 . 12	町見漁協臨時総会で賛成決議。（手続き要件を満たしていないとして、一部に賛成決議の有効性につき異論あり）		
10 . 26	伊方町、大沢喜久一郎ほか3名に対し妨害排除仮処分申請。	12 . 5	伊予灘海域原発反対漁民連合委員会結成。
12 . 7	県、佐田岬半島総合開発計画（大レクリエーション基地化）を発表。		
12 . 9	県知事は、漁協の反対派による10月12日臨時総会無効・賛成決議取消請求を却下。		
12 . 11	県議会において、知事が「伊方原発で住民が立ち入り調査ができる体制をつくる」と発言。		
12 . 14	地裁、8月6日に共闘委が構築したバリケードの撤去命令。	12 . 25	大成部落の反対派婦人・老人ののろい念佛に、賛成派の大学生が暴行。
12 . 21	バリケード、強制撤去。		
12 . 26	町見漁協臨時総会、反対派退場の中で漁業権を永久放棄。漁業補償金は六億五千万円。		
12 . 27	県庁にて四電と町見漁協の漁業補償契約書の調印式。		
12 . 28 1972	農林大臣、資材搬入道路の農地転用の許可。	1 . 9 2	共闘委、伊方原発設置反対総決起県大会を開催。 原発反対三崎町民会議結成。
1 . 14	奥村組、バリケード構築の地主4人に連帯責任〔中川注一原文まま、おそらく「連帯債務」のこと〕で損害賠償1868万円を請求。	2 2 . 25 3	労学共闘、現地に5、6名の主として学生よりなるオルグ団を常駐、住民運動に接近。阪大講師の久米三四郎、共闘委のリーダーの川口寛之を訪問。 共闘委が中心となって、科学技術庁・環境庁に陳情。 久米、藤田一良を訪問。
3 . 18	電源開発調整審議会、伊方一号炉を認可。 伊方町議会、原発用地埋立を可決。伊方町見農協の総会で、原発反対派が反対決議をせまるが、理事は「農協は中立」という立場をとる。		
3 . 28	県知事、原発用地埋め立てを許可。		

4 . 6	四電、埋め立て海域の海底ボーリング調査に着手。	4 . 10	保内町磯津漁協と伊予灘海域原発反対漁民連合会、県に埋立工事の許可取消を要求。
4 . 7	土地売買契約をめぐり四電と原発立地点の土地の所有権を裁判で争っていた4地主のうち2名が和解、土地を引き渡す。	4 . 23	保内町磯津漁協、伊予灘海域原発反対漁民連合会、反対共闘委の三者、漁船50隻、250名で海陸合同デモ。
5 . 8	四電、伊方一号炉原発設置許可申請。	5 . 7	保内町磯津漁協、伊予灘海域原発反対漁民連合会、反対共闘委に三崎町民会議を加え、漁船100隻、500名で海陸合同デモ。
5 . 16	四電、埋立て工事を開始。	5 . 24	磯津漁協と伊予灘漁民連合委、建設大臣に県知事の埋立許可取消を求め、審査請求。
6 . 6	原子炉安全専門審査委員会の委員6名、現地視察。	6	磯津漁協と伊予灘漁民連合委、松山地裁に、公有水面埋立て免許取消と工事の執行停止を求めて訴訟提起。
6 . 26	原発工事用地の農地転用完了。	6 . 30	共産党、共闘委のリーダーの川口の家に専従を派遣常駐させはじめる。
8 . 12	保内町、原発反対共闘会議主催の原発問題講演会に対して、公民館使用を拒否。	7 . 28	大沢喜八郎、山林不法伐採による損害の賠償請求訴訟を提起。
		8 . 1	磯津漁協、伊予灘漁民連合委、三崎町民会議、80隻、700名で海上デモ。陸上では九町越で共闘委がデモ。
		8 . 11	伊方町、原発町道の所有権の帰属を地主側と争っている路面を舗装しようとするが、住民と労学共闘の阻止行動で一時中断。
		8 . 25	社会党県本部と県地評原水禁愛媛協議会は、原発反対共闘会議を結成。
		9 . 13	三崎町民会議、反対共闘委、磯津漁協、伊予灘漁民連合委原発反対共闘会議が、600名、80隻で海陸合同決起集会。
		9 . 26	三崎町民会議、反対共闘委、伊予灘漁民連合委、磯津漁協、保内の水を守る会は、伊方原発反対八西連絡協議会を結成、反対組織が一本化。
		9 . 27	八西連絡協が科学技術庁原子力委員会、水産庁、環境庁へ反対陳情。
		10 . 7 , 8	三崎町民会議が250名で町役場ヘデモ。
		10 . 25	八西連絡協と愛媛地評500名、松山市内をデモ。
		11 . 13	藤田・新谷・仲田弁護士、八幡浜市内で講演会。
11 . 17	原子炉安全専門審査会が伊方原発は安全であると原子力委員会に答申。		伊方町の農民、みかんを守る会を結成。
11 . 21	原子力委員会が伊方原発は安全であると総理大臣に答申。	11 . 24	三崎町串地区(167名)での住民投票で、原発反対が多数。
11 . 27	松山地裁、四電申請の原発用地内の反対地主の土地に対する現状変更禁止等の仮処分を執行。	11 . 27	労学共闘2名、伊方町役場前で原発誘致抗議のハンスト。
11 . 28	内閣総理大臣、伊方原発を許可。	12月上旬	伊方町町長、住民との話し合いの必要をみとめ、労学共闘がハンストを解く。
12 . 4	原子力委員会、「伊方原発の許可は正当」との見解を発表。		八西連絡協の西園寺、藤田に代理人となることを依頼。

	12. 7	八西連絡協の代表が伊方町町長と会見、町長は住民との話し合いの必要性を認める。		
	12. 27	伊方町町長、7日の合意を撤回し、八西連絡協に対して、住民と話し合う意志はない旨通告。		
1973				
	1. 13	伊方町町見農協理事会、四電に対する補償要求を決議。	1. 21	町見農協理事会、反対共闘委の抗議により、補償請求署名の焼却を決定。
	1. 16	町見農協組合長が補償請求署名活動を開始。	1. 28	八西連絡協の代表43名、内閣総理大臣に対して認可取消を要求して異議申立て書を提出。
	2. 5	建設省大洲工事事務所が反対派地主に対し、国道197号線のバイパス開設工事に関して19日から土地収容法に基づく立ち入りを調査することを通告。	1. 30	町見農協で、組合長、理事が辞任。
	2. 17	建設省大洲工事事務所、国道バイパスの立ち入り調査の無期限延期を地主4名に通告。	2. 15	共闘委のリーダーの川口、バイパス開設工事につき、建設省大洲工事事務所に抗議。
	5. 31	原子炉設置許可処分に対する異議申立て棄却。	5	住民、第二次土地訴訟を提起。
			8 初旬	住民は藤田に正式に原子炉設置許可処分取消訴訟の代理を委任。
			8. 27	八西連絡協議会の住民35名が、原子力発電所設置許可処分取消を求める行政訴訟を提起。
			9. 16	県大洲市農業会館で、「いのちと暮らしを守る南予県民集会」が開催。
1974				
	2. 2	第一次土地訴訟判決。住民側敗訴。		
1978				
	4. 25	伊方原発訴訟第一審判決。住民側敗訴。	4. 30	住民32名(途中で5名取下げ)、高松高裁に控訴。
1984				
	12. 14	伊方原発訴訟第二審判決。住民側敗訴。	12. 27	住民16名、最高裁に上告。
1992				
	10. 29	伊方原発最高裁判決。住民側敗訴。		

のについての情報公開や住民参加はのぞめない。このような中で、原発建設に向けて行政手続きがどんどん先へ進み、既成事実が積み重ねられていく。

## 2 政治資源

では、政治資源の動員はどのようにになっていたであろうか。

原発立地点である伊方町レベルでは、1969年4月に町長が四国電力に対し、原発誘致の陳情をお

こなったことを皮切りに、同年7月28日に町議会が原発誘致を決議し、同年8月12日には議会が原発誘致対策委員会を組織するなど、誘致推進一色であった。

県レベルでは、伊方町の誘致推進の姿勢を受けて、1970年10月3日に県議会が原発誘致を決議しており、誘致に積極的であったことがうかがえる。

地元市町村の同意、知事同意の前提となる自治体選挙については、はつきりしたことは分からぬ。なぜなら、住民運動のメンバーの書いた文章

の中に、選挙についての記述を見出すことはほとんどなかった<sup>42</sup>ためである。しかし、このことは、伊方では選挙が運動の中心とはなり得なかったことを示しているように思われる。当時は、世界を震撼させたスリーマイルアイランド原発事故や、 Chernobyl 原発事故の起こる以前であり、原発の危険性に対する人々の認識がおぼろげであり、原発の立地問題が選挙で争点となる力をもっていなかつたのではないだろうか。

そうであるとすれば、住民が自治体の長を選出することによる交渉力を獲得するのは不可能だったのであり、政治資源の動員もまた住民にとって閉ざされたものであった。

### 3 運動の広がり

伊方の住民運動は、中心となった運動体の推移により三期に分けられる。

第一期は、1969年8月～1971年末で、共産党の助力を得て伊方町町見漁協を拠点の一つとしていた伊方町原発設置反対共闘委員会（以下「共闘委」と記す）が運動の中心となっていた。運動は、地理的には、原子炉の立地点である九町越の周辺の伊方町内にほぼ限定されていた。

第二期は、1972年初頭から同年8月までである。この時期には、瀬戸町足成漁協、三崎町漁協、結成は1970年であるが1972年以降活動が本格化する保内町磯津漁協、保内町水を守る会等が従来から活動を続けていた共闘委に加わった。この運動体はそれぞれが独自の活動を続けながらも、ゆるやかな連帶組織を作るなどして活動した。地理的には、佐田岬半島全域に運動が広がった時期である。

第三期は、第二期に現れた運動体が連合して八西連絡協議会を作り、これを原告団の母体として運動が訴訟を選択するに至る時期で、1972年8月25日の八西連絡協議会結成以降である。

以下で、細かい経過を見ていくこととする。

1969年7月に、伊方原発設置計画発表があつてから、伊方町議会が原発誘致を決議するなど、推進側の動きが目立っていた。反対運動としては同年8月、日本共産党県委員会が反対の街頭宣伝を

行ったのが最初であった。共産党は「地域開発のありかたについても原発設置に依存せず、住民本位の地場産業、農漁業の発展を基本に観光立地を図るなど積極策をも提起して反対運動の先頭」<sup>43</sup>に立って活動した。その一つのあらわれが、共産党の専従活動家が反対住民の中心である川口寛之<sup>44</sup>宅に泊まりこんで、運動の進めかたの相談に乗るなどして協力したことである。そのような取り組みのなかで、同年10月13日に、建設予定地点からわずか1kmしか離れていない九町の農民、大成・鳥津の漁民を中心に、共闘委が結成された。老人、婦人が主軸となる共闘委は、「土地は絶対に売らない」「漁業権は絶対に売り渡さない」「共闘体制」を三本柱として、部落毎の学習会活動、議員説得、ビラ配り、街頭宣伝等の活動を行った。また、1969年7月までに地主129人の内の約80%の土地の売買契約が四電とのあいだで締結されていたのに対し、共闘委は「土地は絶対に売らない」という運動目標に基づき、地主への契約破棄の説得を行った。その結果、14名の地主が四電に対し契約破棄通告を行った。この後、1970年5月から6月にかけてのボーリング調査阻止闘争、1971年7月から12月にかけての原発資材運搬用道路の拡張工事を阻止するためのバリケード構築等、共闘委が運動の中心となっていた。

ただ、この間も、磯津漁協が、1970年3月保内町磯津漁協定期総会で原発設置反対を決議し、6月4日県水産課長に原発誘致撤回を申し入れたり、10月には西宇和原発対策期成同盟、保内町の「水を守る会」の結成がなされる等、反対運動は徐々に周辺部へ拡大していった。

しかし、1971年12月26日、共闘委の中心メンバーである鳥津・大成の部落民を含む町見漁協臨時総会で、漁業権の永久放棄が決まる。これは、反対運動にとって非常に大きな試練であった。それは、強固な反対派がこの時点できなくなってしまう可能性のあった出来事であった。

しかし、この臨時総会前後から、運動は広がりを見せる（第二期）。

1970年ころから、原発設置反対決議をするなど、

少しづつ活動していた磯津漁会が、婦人会、青年団等、部落をあげて全面的に反対に踏み切るようになったのもその一つである。佐田岬半島の付け根に位置する瀬戸内海側保内町磯津漁業組合全員、伊方町町見漁協組合員の一部、瀬戸町足成地区を中心とする他地区組合員の一部、半島突端部の三崎町漁協組合員の大半等の漁業者によって、1971年12月5日伊予灘海域原発反対漁民連合委員会が発足した。これは、「町単位に副委員長を置き各地区毎に支部を設置して、全体闘争にあっては伊方町の反対共闘委や磯津漁協と協調支援の役割で臨み、漁業部面では主体性をもって、生活の場である漁場と之に伴う漁業権を断固守りぬくことを目的」<sup>45</sup>としている。

1972年に入ると、保内町磯津漁協、伊予灘海域原発反対漁民連合委と三崎町民会議が協同して従来からの共闘委に加わり、原発反対住民運動の中心的なアクターとなる。1972年3月18日の県知事による公有水面埋立許可に対して、保内町磯津漁協、伊予灘海域原発反対漁民連合委が許可取消、審査請求、埋立許可取消訴訟等を行ったり、保内町磯津漁協、伊予灘海域原発反対漁民連合委、共闘委、三崎町民会議等が合同で、海域合同デモを行ったりしている。

そして、これらの運動の広がりを基礎に、同年8月に純粋な住民組織として伊方原電建設反対八西連絡協議会が作られ、会長を共闘委委員長の川口寛之、副会長を保内町水を守る会の矢野浜吉として発足した<sup>46</sup>（第三期）。この協議会は次の4項目の組織原則を申し合わせ、確認した。すなわち、1. 如何なる政党にも属さない<sup>47</sup>、1. 如何なる支援団体も敵視しない、1. 各自の反対共闘の自主性を尊重する、1. 経費は各自反対共闘の自前とする、の4項目である。これは、各地の運動体のゆるやかな連合体の形成であるが、のちに原子炉設置許可処分取消訴訟を提起するにあたって、原告団の母体となったのが、この八西連絡協議会である。

以上の運動の広がりは、住民運動の主張内容の変化に起因するものと思われる所以、その観点か

ら、再度運動を検討する。

1969年の共闘委結成当時、その運動の行動原則は「土地は絶対に売らない」「漁業権は絶対に売り渡さない」「共闘体制」の三原則であった。また、運動の目的としてリーダーの川口が掲げたのは、以下の三つである。

1. この運動は放射能公害を未然に予防して生命と健康と生活を守りぬき、子孫に不安と危惧の念を残さないための闘争である。
2. この運動は、地域の住民が在来の故郷を捨て去らねばならないか、または永久にこの土地に住み、生きることができるかの、ぎりぎりの闘争である。
3. この運動は、われわれが皆で知恵を出し合い、みんなで力を合わせて自らと子孫を守る自衛の闘争である。」<sup>48</sup>

このように、共闘委の主張は、土地・漁業権等の「具体的な利益」と、「生命と健康」といったより普遍的な価値に基づく「規範」の2つに規定されている。しかし、この「規範」的主張は、運動の初期の段階では、運動体の中に十分に浸透しておらず、理念にとどまっており、「具体的な利益」に基づく主張の方が前面に出ていたように思われる。それは、大成・鳥津両部落が1971年12月26日の総会で、漁業権を放棄してしまったことに如実にあらわれている。大成・鳥津の漁民の行動は、自らの交渉力としての漁業権を高く売り付けるという目的を達成するための、「具体的な利益」に規定された行動であったように思われる。

しかし、1972年以降運動が広がりを獲得し、保内町磯津地区、反対共闘委、保内町水を守る会等が、運動の中心となっていく時期において、土地・漁業権等の「具体的な利益」に基づく主張と「生命と健康を守る」等の「規範」的主張との2つのバランスが変化してきているように思われる。すなわち、中心的な、保内町磯津地区、反対共闘委、保内町水を守る会の3つは、それぞれ漁業権、土地、水という取り引きの道具となりうる「具体的な利益」を手にしているにもかかわらず、運動初期の鳥津・大成両部落にみられたような買収へのもろ

さがなく、「かやる(返る、転向する)ものはかやつてせい肉をとつてしまつた」<sup>49</sup>ものの力強さがある。それは、「生命と健康を守る」といった「規範」的主張によって、自らの正しさを主張するという方向<sup>50</sup>が、運動の基調となつてきているからであると考えられる。このような「規範的主張」への転化<sup>51</sup>は、反対運動や訴訟に対する地域的な圧力の強い地域<sup>52</sup>の住民が訴訟提起にいたるために不可欠なものである。

#### 4 弁護士とのつながり

##### (1) 外部からの支援者

住民運動は、その敵手である行政の措置のそれに対して適切な対応をしていかなければならない。そのためには、たとえば電源開発調整審議会での立地の決定といった、行政側の措置のポイントとなる局面で、運動としてどのように対処すべきかについて適切なアドバイスをし、運動が向かうべき方向を指示することができる人物が、運動の中あるいは外に存在することが必要である。

伊方においては、運動の外部からの支援者が非常に重要な役割を果たした。以下に、その経過について述べる。

伊方原発反対住民運動に着目した学生らが、1969年10月伊方原発粉碎愛媛大学共闘委員会を結成し、現地に数人の学生を常駐させ、1971年8月頃には伊方原発粉碎関西労学共闘委員会（以下、「関西労学共闘」と記す）を結成した。関西労学共闘は、1972年に、あらためて5、6人の学生を現地に常駐させて運動に接近し、同年末にかけて活発に活動する。

彼らの主な活動は、自動車にスピーカーをつけて、原発反対の呼びかけを行なつたり「おらびだし」という機関紙を発行することであった。また、関西労学共闘は、阪大講師久米三四郎（原子核科学専攻）や東大原子核研究所助教授水戸巖らを講師とする講演会を現地で開催するなど、科学者を運動に結び付ける役割を果たした。

この関西労学共闘によって、伊方原発反対住民運動に結び付けられた久米は、松山の三好を代理

人とする土地訴訟に関わるとともに、後に原子炉設置許可取消訴訟の弁護団長となる藤田を運動に結び付けるにあたつても、大きな役割を果たすこととなった。また、関西労学共闘によって伊方原発反対住民運動と関わった科学者は、後の原子炉設置許可取消訴訟の証人として、重要な役割を果たすこととなる。

このように、伊方原発反対住民運動は、原子炉設置許可取消訴訟の弁護士と結び付くためにも、また訴訟で証人として協力してくれる科学者と結びつくためにも、外からの支援者に依存していたのである。

##### (2) 弁護士

住民運動の過程で、細かい訴訟が数多く提起されるのはごく一般的にみられる現象である<sup>53</sup>。この細かい訴訟の代理人となった弁護士が、原子炉設置許可処分取消訴訟でも代理人となるのが普通だと思われるが、伊方ではそうではなかったところに特色がある。

伊方原発反対住民運動のさまざまな局面で提起された細かい訴訟を、以下に列記する。

- ・1968年8月24日 田村繁ほか27名が建設大臣に申し立てた土地収容法第11条2項による許可処分に対する審査請求申立事件
- ・1970年12月19日 四電が原発反対地主4人に対して提起したいわゆる土地訴訟<sup>54</sup>
- ・1971年9月25日 漁協内原発設置推進派の松田十三正ほか三名の町見漁協組合の組合幹部が原発反対という総会決議に反した行為をしたとして、漁協内原発設置反対派の上田為成ほか11名が提起した職務執行停止仮処分申請事件
- ・1971年10月26日 原発立地点に共闘委が作ったバリケードの撤去を求めて、伊方町が申し立てた大沢喜久一郎ほか三名に対する妨害排除仮処分申請事件
- ・1972年5月24日 同年3月28日の県知事の原発用地理立許可に対し、保内町磯津漁協と伊予灘漁民連合委が提起した、公有水面埋立免許取消・工事執行停止請求事件
- ・1972年6月 大沢喜八郎を原告とする、山林不

### 法伐採による損害の賠償請求事件

この一連の事件の原発反対派側の代理人は、地元の三好弁護士が一手に引き受けていた。原発設置計画が発表された時に反対の口火を切ったのが共産党であったことからも分かるように、伊方原発反対住民運動においては共産党が大きな役割を果たしていたが、三好は共産党の信頼を受けて、運動側が提起した一連の訴訟を担当していたのである。伊方原発反対住民運動は、共産党の支援を受けることによって、運動の中で生じてくる様々な問題を法的に解決するための、弁護士とのつながりを早くから獲得していたといえる。

ところで、上記の一連の事件のうち、運動が重点を置いていたのは土地訴訟であった。それは、四国電力側で計画を推進しようとしても、用地が獲得できないいうちは原子炉設置許可が下りないことから、三好が四国電力による土地買収の無効性の主張に力点を置いたためである。

この土地訴訟における四国電力の請求は、地質等調査による発電用地として適地であることの確認を停止条件として用地を買い受け、仮登記をなしたが、その適地確認をしたので、所有権移転登記手続を求めるというものであった。これに対し三好は、効果意志の欠缺、詐欺、公序良俗違反、錯誤による土地売買契約の無効・取消および解除の主張を行った<sup>55</sup>。ところで、このような錯誤、公序良俗違反などの主張をするためには原子炉の危険性の立証が必要であるが、上記の一連の訴訟を抱える三好一人の努力では、立証に欠かせぬ科学者と接触したうえで、科学的な主張・立証に十分な準備をすることはのぞめなかった。また、三好本人も、科学的な主張・立証に入り込んでいくことに消極的であったようである<sup>56</sup>。

共闘委のリーダーである川口は、土地訴訟において科学上の主張・立証を強力に行う必要があると感じて、関西労学共闘の学生に学者証人の選定につき相談したところ、1972年の2月初めに久米の訪問を受けた<sup>57</sup>。久米は、川口と共闘委の幹部と面談して、川口らから土地訴訟における科学的立証のための協力を要請されてこれを受け入れた。

また、川口の紹介で、土地訴訟等の反対運動側の弁護を一手に引き受けていた三好に会い、同じく土地訴訟における科学的立証のための協力を要請されてこれを引き受けた。また、この会見で、久米は三好から土地裁判に協力してくれる弁護士を紹介して欲しいとも依頼された。

当時、久米は、大阪の能勢ナイキ基地反対運動にも関わっていた。そこで、能勢ナイキ基地反対訴訟の代理人の一人であった平和運動家の和田に、伊方の土地裁判に協力できそうな「科学に強い」弁護士がいないかと相談した。その結果、和田が小西反軍裁判の被告人支援活動を通じて知り合っていた大阪弁護士会の藤田一良弁護士の名前があがつた。そこで、1972年の3月に久米は藤田の事務所を訪れ、従来の経過を述べて、土地訴訟への協力を要請した。

藤田は、伊方の土地訴訟につき、久米の話や久米を通じて入手した訴状・答弁書・被告準備書面などを検討した結果、契約の錯誤無効といった単純な構成ではなく、「原発が持つ危険性を全面展開して………そういうことを徹底的に洗いだす裁判として見立て直さないと」<sup>58</sup>いけないと判断した。そして、久米が科学者証人の選定に取り組んで証人を集めることを条件として、伊方の土地訴訟に協力してもよいと久米に返答した。そのうえで、藤田は、久米の依頼を受けるための準備として、当時多発した学生事件において逮捕された学生の弁護活動を行っていた<sup>59</sup>仲間に呼び掛け、3、4人で伊方の土地訴訟に参加する決心をしていた。久米はその後、1972年3、4月頃までに土地訴訟の証人適格者10名ほどを選定して三好に伝えるが、同時に藤田が訴訟に参加する意志があることも伝える。

しかし、久米が推薦した科学者証人の中に共産党とは思想的に相容れない人物があり、共産党の支持により一連の訴訟の代理人を引き受けている三好がその人物の証人申請を取り下げたことから、久米は「証人選定にあたり左様な思想信条は問題ではなく、学問的な立場の証言であるから問題にすべきでない」と抗議して、以後は土地訴訟に対

する協力をしないと表明した。

藤田は、久米から、証人申請に異論が出たため久米が土地訴訟への協力をやめたことや、藤田等が伊方の土地訴訟に参加するにあたっては、日本民主主義法律家協会の推薦を受けて欲しいとの要請が地元の三好から出されたことをきかされ、結局、土地訴訟に入れるような雰囲気ではなくなってきた<sup>60</sup>。

1972年10月頃になって、藤田は共闘委の西園寺から、伊方原発の建設を環境権法理をつかって差し止めることはできないかどうかにつき意見を求めるので一度地元へきて欲しい旨の電話連絡を受けた。この住民の要請の背景には、当時大阪弁護士会が「環境権」を根拠として大阪国際空港訴訟を提起していたことがある。土地訴訟だと、契約関係に基づくため地主が原告にならざるをえないが、環境権に拠れば、反対運動に参加している現地の人が広く参加できる訴訟ができる、と住民は考えていた。これに対し、藤田は、個人的には環境権に基づいて原発訴訟を提起するのは適切ではないと考えていたが、住民の希望に応じて環境権法理について法律家としての説明をするだけということでこれに応じ、藤田は仲田・新谷の両弁護士<sup>61</sup>とともに、10月7、8日の両日にわたり現地に赴き、八幡浜市内で西園寺ら八西連絡協議会の関係者20名ほどと会合し、建設現場も視察して帰阪したが、その際は具体的対策を協議したわけではなく、弁護士としての応援・参加を約したものでもなかった。

ところが、11月18日頃、西園寺から藤田のところに、四国電力の原子炉設置許可申請につき安全審査委員会が同意したので近く許可が下りる見込みだが、何らかの対抗措置はないかとの電話による問い合わせがあり、藤田は異議申立から行政訴訟にいたるまでの一般的手続きを教えた。11月27日に内閣総理大臣による原子炉設置許可が下りたのを受け、12月初頭に、西園寺は藤田の事務所を訪れ、原子炉設置許可に対する異議申立の代理人を引き受けることを要請した。それに対して、藤田は、土地訴訟等伊方の運動に関する訴訟の代理人

を一手に引き受けている三好に異議申立についても依頼するようにすすめて辞退するが、共闘委の西園寺はなおも強く代理人の受任を要請した。そこで、藤田は、異議申立については日限もあることであり、自らが断ると異議申立の機会を失うこととなることをおそれ、異議申立に関するだけで行政訴訟までは関与しない、ということで受任した。1973年1月28日に藤田とその友人である数名の弁護士に、科学評論家の星野芳郎と阪大講師の久米三四郎を代理人に加えて異議申立手続が行われた。

しかし、同年5月31日に異議申立が棄却され、西園寺らは引き続き藤田らに原子炉設置許可処分取消訴訟の受任を依頼してきた。藤田らは、始めは乗り気ではなかったが、日本共産党県委員会から藤田らが行政訴訟の代理人となることに異論がでていることを耳にし、かえって住民達の意見に応えるべきという意見に傾いた。そして、同年8月初旬頃、住民の代表数名により正式に訴訟の代理を依頼されると、これを受任した。

以上のような経緯で、これまでの反対住民運動にまつわる細かい訴訟を一手に引き受けたいた地元弁護士とは別の弁護士に、原子炉設置許可取消請求事件が委任されることとなったため、本論文が問題とする原子力施設反対訴訟の代理人と、運動が結び付くまでにかなりの糺余曲折があった。また、原子炉設置許可取消請求事件が、それまでとは別の弁護士に依頼されたことは、これまでの反対住民運動にかなりの影響力を発揮していた共産党と、原子炉設置許可取消請求事件の代理人との間に軋轢を生むことになった。この軋轢は、代理人に対する共産党による誹謗・中傷という形で表面化し<sup>62</sup>、原子炉設置許可取消請求事件の代理人が提起した、「伊方原発行政訴訟の原告訴訟代理人等に対する名誉毀損を理由とする謝罪廣告と慰謝料請求訴訟」<sup>63</sup>により決着がつけられることになる。

## 5 住民の訴訟に対する意識

では、訴訟を提起している人々は、人間関係を権利義務の関係で捉え、その中で、自分の権利と

認められるものを主張していくという成熟した権利主張をしていると評価できるか。いくつか住民の発言を引用しよう<sup>64</sup>。

「向こうはもう、県知事、町長、四国電力は、権力をそのままぶつけてやってきよるもんですから、これに対抗するのはもうやっぱり実力以外にないと思うんですよ。」

「それと、法廷闘争ですな。それに向こうが埋め立てをやれば、それを阻止する。トンネルを計画すればそれを阻止する。道路計画をやれば、それを阻止する。そういうふうなことなんですよ。」

まず、この発言から伺われるのは、住民の意識の中では、法廷闘争が実力行使と同列に並べられているということである。権力に対抗していくために、暴力であろうが<sup>65</sup>、訴訟であろうが使えるものはすべて使うという態度があらわれている。そして、その主張は、「子孫のために、生活を守るために、環境を守るために〔中略〕他のものは、一切否定する〔中略〕我々の信することだけを肯定する」というものであり、そこには、住民自身と国・電力会社との間を権利義務の関係のなかで捉え、どこまでが自分の権利かを見定めるという態度ではなく、ひたすら自らの主張を通そうとする態度が現れている。

## 第2章 六ヶ所村核燃料サイクル施設反対住民運動と訴訟

### 第一節 核燃料サイクル施設事業許可（指定）処分手続き

ここで、核燃料サイクル施設反対住民運動の経過を叙述する前提として、運動が向けられた対象である核燃料サイクル施設事業許可（再処理施設については「事業指定」）処分手続きをについて概観する<sup>66</sup>。下図は、核燃料サイクル施設事業許可（指定）処分手続きを簡単に示したものである。

下図について説明を加えよう。

i 電力会社は、核燃料サイクル施設を建設したい場所を選び、市町村長と接触して地元の

意向を打診する。

ii 次に、住民への説得工作がはじまる。電力会社は住民に対し、土地・漁業権買収などの補償金の額の提示、地元の受ける税収利益、過疎からの脱却などのPRと同時に核燃料サイクル施設の安全性などに関する情報の提供を行う。

iii 地方議会の誘致決議や地元市町村長・県知事による核燃料サイクル施設立地についての同意が正式に表明される。

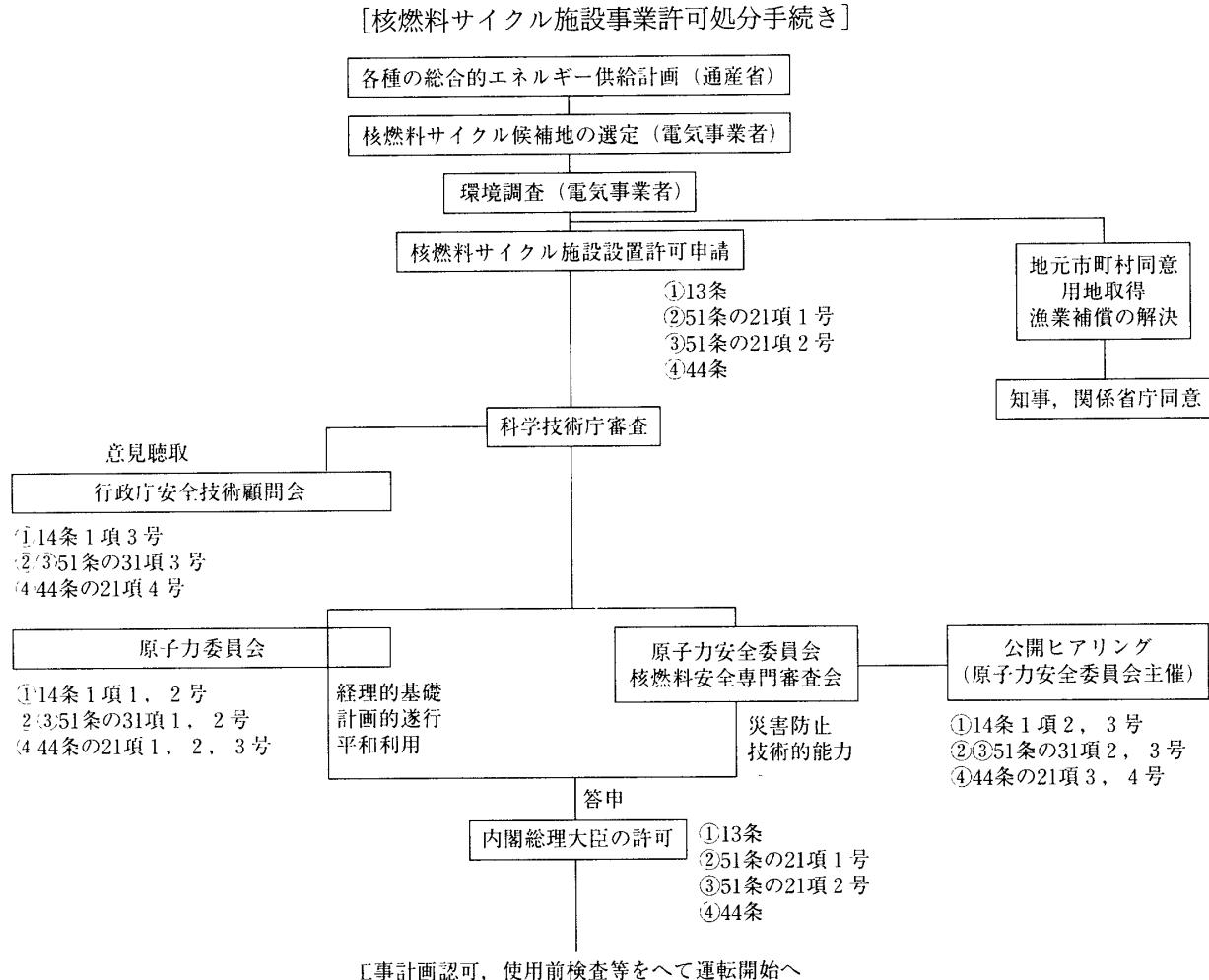
以上の i ~ iii は、法令で定められたものではなく、事実上行われている手続きである。この過程で電気事業者が得なければならない、地元市町村同意・用地取得・漁業補償問題の解決は「三条件」といわれ、電気事業者による核燃料サイクル施設事業許可（指定）申請の前提条件である。電気事業者によるこの三条件の調達過程は、核燃料サイクル施設事業許可（指定）処分手続きの中で、住民運動が交渉力を持ちうる数少ない場面である。

iv i ~ iii と並行して、核燃料サイクル施設を設置しようとする電気事業者は、その建設地点の気象、海象等の調査を行って、その結果を科学技術庁へ提出する。

この環境影響評価の実施については通達で定められている。他方、以下の v は原子炉等規制法により規定されている。

v 核燃料サイクル施設事業許可（指定）申請がなされ、審査を経て許可（指定）がなされて初めて核燃料サイクル施設の建設が開始される。核燃料サイクル施設の工学的安全性や設置者の技術的能力については、科学技術庁の安全審査と並んで、原子力安全委員会の安全審査も受けるものとして、二重の安全審査体制（ダブル・チェック・システム）をとることとしている。

核燃料サイクル施設を設置しようとする電気事業者から内閣総理大臣に事業許可（指定）申請が提出される（①ウラン濃縮施設、原子炉等規制法13条②低レベル放射性廃棄物埋設施設、法51条の2 第1項1号③高レベル放射性廃棄物管理施設、



注1：①ウラン濃縮施設、②低レベル放射性廃棄物埋設施設、③高レベル放射性廃棄物管理施設、④再処理施設、を規制する原子炉等規制法の条文を示す。

注2：上図は、原子力資料情報室『脱原発年鑑'97』七つ森書店p.261 (1997)  
原子力安全委員会『原子力安全白書 平成7年度版』p.15 (1995)  
六ヶ所村核燃料サイクル施設反対訴訟の訴状等を基に作成。

法51条の2第1項2号④再処理施設、法44条、以下、①②③④とのみ記す)と、まず科学技術庁が安全審査を行うが、その際、科学技術庁は科学技術庁安全技術顧問会の意見を求め、同顧問会は事業者の災害防止・技術的能力について審査する(①法14条第1項3号②③法51条の3第1項3号④法44条の2第1項4号)。

科学技術庁による安全審査の結果の発表に続いて、内閣総理大臣は許可(指定)を与える場合に、経理的基礎・計画的遂行・平和利用については原子力委員会に、災害防止・技術的能力については原子力安全委員会にあらかじめ意見を聞き、これを尊重しなければならない(①法14条第2項②③法51条の3第2項④法44条の2第3項)。原子力安

全委員会には非常勤の40名の審査員によって組織される核燃料安全専門審査会が置かれているが(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法19条(以下、「設置法」と記す)、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令6条),原子力安全委員会が内閣総理大臣から意見を求められると、委員長の指示によって同審査会は、申請者によって提出されている施設の位置・構造・設備の基本設計・技術仕様などの資料をもとにして、核燃料サイクル施設の安全性に関する調査審議をする(設置法19条2項)。

なお、核燃料サイクル施設については、公開ヒアリングの開催を定める法令は存在しないが、原子力安全委員会が必要と認めるときには開催され

## [核燃料サイクル施設反対訴訟に至るまで]

施 設	設 置 主 体	許可申請	許可処分	異議申立て	訴訟提起
ウ ラ ン 濃 縮 施 設	株 日 本 原 燃 産 業	1987 5 . 26	88 8 . 10	88 10 . 7	89 7 . 13
低 レ ベ ル 放 射 性 廃 物 埋 設 施 設	株 日 本 原 燃 産 業	1988 4 . 27	90 11 . 15	91 1 . 10	91 11 . 7
高 レ ベ ル 放 射 性 廃 物 管 理 施 設	株 日 本 原 燃 サ ー ビ ス	1989 3 . 30	92 4 . 3	92 5 . 29	93 9 . 17
再 处 理 施 設	株 日 本 原 燃 産 業	1989 3 . 30	92 12 . 25	93 2 . 19	93 12 . 3

ることもある。

## 第二節 核燃料サイクル施設反対訴訟概観

六ヶ所村に設置された核燃料サイクル施設は、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設、高レベル放射性廃棄物管理施設、再処理施設の4つである。ここでは、この4つの施設の各々についての訴訟を概観する<sup>67</sup>。

この4つの訴訟は、いずれも、「核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団」(論文末尾表1参照)により提起されたものであり、4つの訴状の構成はほぼ同じである。各訴状は、大きく三つの部分に分けられる。まず①核燃料サイクル施設の危険性を、外国の状況を参考しながら一般的に述べた部分、後の二つの部分は、六ヶ所村に特化した問題として②事業許可処分の手続的違法性について述べた部分、③事業許可処分の内容的違法性として安全審査の違法性について述べた部分である。

## 第三節 運動の経過と分析

運動の経過については、序章第三節3の5つのポイントに沿って叙述する。しかし、それだけでは全体像がつかみにくいと思われる所以、煩雑ではあるが以下に年表を掲げる。

六ヶ所村への核燃料サイクル施設の誘致には、その前段として、むつ小川原開発が存在していた。しかし、その計画がオイルショック後の経済変化の中で頓挫し、開発主体であるむつ小川原開発会社が財政的破綻状態にあった1984年7月に、電気事業連合会が青森県知事および六ヶ所村長に核燃料サイクル施設の立地要請をした<sup>68</sup>。

### 1 行政手続き

まず、行政手続きの状況からみる。

行政の手続きの中で、住民が意見を表明できた数少ない機会が公開ヒアリングである。低レベル廃棄物埋設施設につき、1990年4月26日、高レベル廃棄物管理施設と再処理施設については、1991年10月30日に実施された。この公開ヒアリングは、原子力施設の許可申請が出された後によく行われるものである。すなわち、土地買収や漁業権補償、地元市町村の同意等はすべて終了している段階である。また、ヒアリングの内容が「施設固有の安全性」に限られ、住民の意見表明は、「10分以内の質問」に限定されることなどから、立地を前提としたものであり、この段階で立地を断念するとか原子力政策を変更するとかの方途は考えられていない。また、核燃料サイクル施設について公開ヒアリングの開催を定めた規定<sup>69</sup>は、法律はもちろん、省令・通達レベルでも存在せず、核燃料サイクル施設につきこれが実施されたのは、反対運動が全県に広がる中で、青森県知事がヒアリングの実施を原子力安全委員会に要請したためである<sup>70</sup>。

このように、原子力施設に反対であったり、意見を述べたいと考える住民がいても、行政手続き過程では全く意見表明の場がなかったといえる。

次に、情報公開については、核燃料サイクル4施設の安全審査資料は県民の要請にもかかわらず、公開されなかった。情報公開は申請書の備え付けなどの一般的なものにとどまり、安全性の基本に関わる書類や資料は、一切公開されなかつた<sup>71</sup>。

	推進の動き		反対の動き
1983 12. 8	「下北半島は原子力基地にしたらしい」と中曾根総理大臣が発言。		
1984 4. 20	電力9社で構成する電気事業連合会、核燃料サイクル3施設（再処理、ウラン濃縮、放射性廃棄物貯蔵）の建設を県に要請。	3 7. 1	青森県反核実行委員会を結成（社会党、県労等）以後、県内各地で核燃基地の学習会、反対集会が開催。 「あずましい青森をつくる住民の会」結成。
7. 27	小林電気事業連合会長、北村県知事と古川六ヶ所村長に対し、核燃料サイクル施設の六ヶ所立地を正式要請。（事業概要発表）		
7. 31	国土庁、通産省、建設省など関係14省で構成する「むつ小川原綜合開発会議」、「むつ小川原開発計画」の見直し作業を開始。		
8. 17	北村県知事日本原子力研究所荒木邦夫ほか10名の専門家を委嘱、核燃料サイクル事業の安全性に関する専門家会議が発足。		
8. 30	古川六ヶ所村村長、「原子燃料サイクル施設対策協議会」を設置。	9	浅石弁護士ら、「死の灰を拒否する会」を結成。
9. 5—	青森県と電事連、青森市、むつ市、三沢市において県内全市町村長、議長、農漁業組合長らを対象として核燃料サイクル施設の説明会。	9. 10 9. 11	米内山訴訟、延べ22回の口頭弁論のあと、請求棄却の第一審判決。米内山氏、控訴。県労議長、知事に公開質問状提出。
9. 14	北村県知事、県民各界各層の意見収集（第1次）。		
11. 26	専門家会議、「電事連が安全確保のためどうとする考え方および主要な安全対策」を妥当であると答申。		
11. 29	県が六ヶ所村に対し、核燃料サイクル事業の立地協力要請に対する意見を求める		
1985 1. 5	六ヶ所村「協議会」、立地に協力すべきとの意見書を提出。	1. 8	県労、知事に公開討論会と県民投票の実施を申し入れ。
1. 17	古川六ヶ所村長は、核燃料サイクル施設の立地受入を表明。	1. 12	「核燃料サイクル施設問題を考える文化人・科学者会」（代表：明石誠弘前大学教養部長）が県の専門家会議の報告書を批判。
1. 18	県、第2回目の意見聴取。市町村長、商工団体、経済関係者の間で推進論が多数、農業関係者は反対多数。	2. 1—	
2. 9	県選出国會議員からの意見聴取。		総評系の青森県労働組合会議、「死の灰を拒否する会」が、核燃県民投票条例制定直接請求署名運動を実施。
2. 13	県議会各会派からの意見聴取。		県農業を守る会連絡共闘会議、核燃問題についての農業者の学習会を開催。
2. 25	県知事、立地協力要請に応ずる旨を表明。	2. 16	八戸市で三八地区労と「死の灰を拒否する会」による市民集会に800名の住民。
3. 1	ウラン濃縮、低レベル放射性廃棄物の最終貯蔵を目的とする日本原燃産業㈱設立。	2. 24	泊漁協主催、「核燃を考える学習会」に400名の住民。

			4 . 5	県農協青年部と婦人部は、核燃立地反対決起大会を開催。
4 . 9	県議会は核燃料サイクル施設に関する全員協議会を開催、社会党、共産党が立地受入に反対したが、多数を占める自民党等4会派が賛成または条件付きで賛成。	4 . 8		核燃県民投票条例制定直接請求署名（直接請求に必要な数の約4倍の93643名、有効署名数で87080名）を、知事に提出。
4 . 18	県および六ヶ所村が受入れを正式決定し、電気事業連合会を立会人として日本原燃サービス会社、日本原燃産業会社と「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」に調印。	4		「核燃から漁場を守る会」（高梨代表）結成。
4 . 26	県による「むつ小川原開発第2次基本計画」の核燃料サイクル施設の立地を織り込んだ形への修正を閣議口頭了解。			
5 . 28	臨時県議会において、85年4月8日に知事に提出されていた核燃県民投票条例制定直接請求否決。			
6	原燃2社、立地予定地において立地環境調査を開始。	7 . 14		日本原燃による海域の環境調査に対する諾否を決める泊漁業協同組合は賛成派・反対派漁民の乱闘による流会。滝口組合長は青森地裁に地位保全の仮処分申請。
8	六ヶ所村漁協、六ヶ所海水漁協、三沢市漁協、八戸漁連、八戸地区原燃対策協は海域調査に同意、原燃2社と覚え書き。	9—86 . 3		泊漁協で、原燃2社の海域調査に対する諾否をめぐり混乱が続く。
9 . 20	国家石油備蓄公団のむつ小川原石油備蓄基地A、B、C工区（51基）が完成。			
12	六ヶ所村村長選、現職の古川村長再選。	12		日弁連、公告対策・環境保全委員会に核燃立地に関する調査研究を諮問。
1986				
4 . 26	ソ連チェルノブイリ原発の事故発生	4 — 7		浅石弁護士、泊漁協の委任を受け、総会決議取り消し請求、原燃を相手に漁場立ち入り禁止の仮処分、県知事を相手に固有財産使用許可処分取消請求訴訟、滝口組合長解任を争う訴訟などを提起。
5	六ヶ所村における廃棄物処理、処分の事業を可能にする原子炉等規制法の改正。			泊漁民、40隻の漁船で反対行動。
6 . 2	原燃2社、海象の通年観測を開始。	6 . 3		弘前大学の教授夫人達を中心に女性市民グループ「放射能から子供を守る母親の会」結成。
6 . 16	チェルノブイリ原発の事故を受け、県は、科学技術庁、資源エネルギー庁、日本原子力研究所の担当者を講師とした説明会を、県内5ヶ所で開催。	7		
8	むつ小川原開発会社と原燃2社の間で、六ヶ所村の核燃用地（720ヘクタール、701億円）の売買契約締結。	9 . 10		県農協農政対策委（県農協中央委）、青森市で原子燃料サイクル施設を考える学習会。「核燃料サイクル施設問題青森県民情報センター」設立。
1987		2		日弁連「核燃サイクル施設の建設設計画は一時中止し、再検討すべし」と提言。
5 . 26	原燃、ウラン濃縮工場の事業許可申請。	9		農業者総決起大会開催。
		9 . 28		東北町の農協、知事に「核燃料サイクル施設計画の白紙撤回を求める要望書」提出。
		11		米内山訴訟、仙台高裁にて控訴棄却。
				米内山訴訟、上告。

12	ウラン濃縮施設につき、科学技術庁の第一次審査をパスし、12月27日に最終の「一部補正」が申請される。	12	県農協青年部、同婦人部、農政連、全農協労連県支部の4団体、「核燃料サイクル施設建設阻止農業実行委員会」を結成。
1988		1	ストップ・ザ・核燃100万人署名運動が始まり、6月30日には37万人の署名を知事に提出。
4. 27	低レベル廃棄物埋設施設の許可申請。	5	東北弁護士連合会、1987年の日弁連の提案と同趣旨の大会決議。
7. 21	ウラン濃縮施設につき、原子力安全委員会が、翌22日原子力委員会が安全性を確保しようと答申。	7	東北町農協は「核燃白紙撤回」を決議、相馬村など津軽地方の6農協が建設反対を決議。
8. 10	ウラン濃縮施設に設置許可。	7	原告団結成に向けて2度の準備会を開催。
10. 14	ウラン濃縮施設着工。	8. 6	青森文化会館で、「核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団」結成。
1989		10. 7	ウラン濃縮施設の許可に異議申立。
3. 30	再処理施設・高レベル廃棄物管理施設の許可申請。	12	県農協農業者代表大会で反対決議。
12	六ヶ所村長選、土田浩が現職の古川村長を破る。	5. 17	ウラン濃縮施設の異議申立口頭陳述。
1990		7. 13	ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効の確認・取消請求事件、提訴。
4. 26	低レベル廃棄物埋設施設に係る公開ヒアリング開催。	7. 23	参院選で、核燃反対の三上隆雄が当選。
11. 15	低レベル廃棄物埋設施設に設置許可。	8	県内92農協中、過半数を超える50農協が「核燃反対」を決議。
11. 30	低レベル廃棄物埋設施設着工。	12. 29	「青森県農協、農業代表者大会」で、白紙撤回動議可決。
1991		2	衆院選で、県一区二区で「核燃反対を掲げた社会党公認候補当選。
2. 3	知事選で、現職の北村勝哉が4選。	1. 10	低レベル廃棄物埋設施設の許可に異議申立。
9. 27	ウラン濃縮施設に原料ウラン初搬入。	1	核燃施設の是非に関する県民投票の為の条例制定を求める直接請求を県議会に対して行うが、5月、自民系が多数を占める県議会はこれを拒否。
10. 30	再処理施設・高レベル廃棄物管理施設に係る公開ヒアリング開催。	11. 7	「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター」廃棄物埋没事業許可処分取消請求事件、提訴。
1992		5. 29	高レベル廃棄物管理施設の許可に異議申立。
3. 27	ウラン濃縮施設が操業開始。		
4. 3	高レベル廃棄物管理施設に設置許可。		
5. 6	高レベル廃棄物管理施設着工。		
7. 1	日本原燃サービスと日本原燃産業が合併し日本原燃会社設立。		
12. 8	低レベル廃棄物埋設施設にドラム缶初搬入。		
12. 24	再処理施設に設置指定。		
1993		2. 19	再処理施設の指定に異議申立。
1. 13	再処理施設の設計・工事方法認可申請。		
4. 28	再処理施設建設着工		

		9. 17	「高レベルガラス固化体貯蔵施設」廃棄物管理事業許可処分取消請求事件、提訴。
		12. 3	日本原燃株式会社六ヶ所再処理、廃棄物事業所における再処理事業指定処分取消請求事件、提訴。

## 2 政治資源

次に、政治資源の状況について述べる<sup>72</sup>。

まず、県レベルの政治資源の動員はどうなっていたか。県議会の核燃反対派は、全51議席中の9議席と、核燃推進の保守派が圧倒的に優勢であった。それでも、北村知事はただちに議会にかけることはせず、1984年8月に核燃料サイクル事業の安全性に関する「専門家会議」を委嘱した。また、同年9月と翌年1月の二度にわたり、県内の各層から意見聴取を行った。「専門家会議」の報告書に関しては、県内の各種住民団体から公開質問書や批判的報告書が多数出された<sup>73</sup>が、これらの疑問に対し、県は内容にわたる質疑答弁にはほとんど応じていない。各種団体からの公開質問状に対しても答えていない。また、二度にわたる意見聴取においても、安全性の問題については、県はその不安を指摘する県内各層からの意見質問に対し、「専門家会議」の報告を盾に答弁を拒否し、安全性についての討論の場を確保しようとした。

立地地点である六ヶ所村においても、状況は大同小異である。すなわち、村は1984年8月30日に諮問機関として「原子燃料サイクル施設対策協議会」(以下、「原対協」と略す)を設置している。しかし、原対協は、立地の是非を正面から問うというよりも、むしろ誘致を前提として条件や要望を聴取することに重点がおかれており、その構成も、部落総代、農漁協等の組合長、消防団、PTA等の各種団体の代表者、村議員らから成る地域の実力者主体のものであり、村当局の意向から独立した諮問機関ではなかった。また、原対協の報告書を了承し、立地同意を協議したとされる1985年1月16日の村議会全員協議会<sup>74</sup>については、一部の議員らから立地同意の協議はしていないとの異議が出されており、村議会の内部ですら十分な

討議がなされていなかったことがうかがわれる。

しかし、県議会は、県の「専門家会議」、各層からの意見聴取、村議会全員協議会の立地同意などの意志確認に基づいて、同年4月9日、圧倒的な議席数の優位のもとに核燃料サイクル施設に関する全員協議会を開催し、立地を決定する。

次に、地元市町村の同意・知事同意に間接的に影響を与える自治体選挙の状況をみる<sup>75</sup>。核燃料サイクル施設反対運動は、選挙が運動の中心であったところにその特徴があることから、政治資源としての選挙について詳しく述べる。

まず、県レベルの選挙について概観する。1987年以降の農業者中心の反対運動の高揚を反映して、1989年7月23日、参院選で核燃反対を掲げた弘前近郊の相馬村のりんご農家で農政連幹事長であった三上が当選する。また、1990年2月の衆院選の1区と2区で「核燃反対」を掲げた社会党公認候補が当選し、あわせて22万票あまりを獲得した。この反対派の相次ぐ勝利によって、1991年2月の知事選が、核燃事業の帰趨を制するものとして注目を浴びることになった。核燃白紙撤回を掲げる知事が誕生すれば、県知事は1985年に締結した立地基本協定の当事者としてこれを破棄し、核燃施設の建設をストップさせられることから注目を集めた選挙で、核燃反対派は敗北する。この敗北を契機に、運動は支持勢力が拡大する高揚期を終え、むしろ支持勢力を少しずつ失い、特に農業者や労働組合の支援活動が徐々に停滞する時期を迎える。

次に、立地点である六ヶ所村の村長選を見る。1985年12月の村長選で、現職の古川村長に対抗して核燃施設立地受諾の白紙撤回を掲げて立候補し

た、泊漁協内の反対派のリーダーである滝口は投票総数の35%を獲得するものの、落選した。次の1989年12月の村長選で、古川村長の右腕とされていた土田浩が「核燃凍結」と対話路線を掲げて立候補し、古川現職を退けた。土田は当選後、「核燃凍結はゆるやかな推進である」とし、やがて凍結を解除した。この村長のもとで村では、核燃反対派はさらに少数化することとなった。村では、核燃反対勢力があまり強くないことも反映して、選挙という政治資源は反対派にとってそれほど有効なものではない。

選挙において反対運動側は、全く勝利をおさめられないというわけではないが、例えば1991年2月の知事選といった、反対派にとって最も重要な選挙で勝利できるほど安定した支持基盤を持ってはいない。選挙による意思表明の機会を、核燃反対運動は有効に使いきれているとはいえない。

このように、原子力施設設置反対派にとって、政治資源の動員による異議申立の道はほとんど全く閉ざされているといえる。

### 3 運動の広がり

1984年7月の電気事業連合会による青森県への核燃料サイクル三施設<sup>76</sup>建設の正式要請が、むつ小川原開発反対運動から核燃料サイクル施設反対運動への転換点である。中心となった運動体により、核燃料サイクル施設反対の運動は四期に分けられる。

1984年～1985年初めまで、運動の中心は政党や市民グループであった(第一期)。主な運動体としては、総評系の青森県労働組合会議(県労)、弁護士を中心とした青森市の市民グループの「死の灰を拒否する会」、弘前市の「あずましい青森をつくる住民の会」、弘前大学の教員を中心とする「核燃料サイクル施設問題を考える文化人・科学者の会」がある。立地点周辺拠点都市における運動の広がりがみられた時期である。第一期に運動の中心となった政党や市民グループは、第二期以降運動の中心が推移しても、その時々の中心たる運動体に対して支援を続け、運動全体の縁の下の力持的存

在であった。

すなわち、1984年3月には、社会党や県労などにより青森県反核実行委員会が結成され、県内各地で核燃基地の学習会・反対集会が開催され、核燃の危険性に関する知識が広められる。また、同年4月の電事連の正式要請以後の説明会をうけて、同年9月には県労議長が知事に対し、核燃基地に関する公開質問状を提出し、問題点を質す姿勢を見せている。さらに同年末から翌年初頭にかけて、県が委嘱した専門家会議による「当該三事業に係る安全性は基本的に確立し得る」とする答申、六ヶ所村「原対協」による立地協力を勧める意見書の提出などの行政側の推進姿勢の明確化に対し、85年1月8日、県労は知事に対し、公開討論会と県民投票の実施を申し入れている。同年2月には、県労が中心となり「死の灰を拒否する会」などの市民グループが参加して核燃の是非に関する県民投票のための条例制定請求署名を集める運動が行われた。

また、1984年9月には後に核燃サイクル施設訴訟を担当する浅石鉱爾弁護士が、三八地区の仲間に呼び掛けて「死の灰を拒否する会」を結成し、以後、核燃の学習会、講演会、反対署名運動などを行っていく<sup>77</sup>。同グループの母体となったのは、1979年10月23日、むつ小川原開発に関わる県の漁業補償金の算定根拠の不当性と、それに基づく公金支出の不当性を争って、米内山義一郎により北村青森県知事を被告として提起された損害賠償請求訴訟の支援グループであり、中心となったのは米内山の弁護を担当した浅石らであった。このグループは、むつ小川原開発計画が挫折し、核燃サイクル施設計画が浮上するに及んで、訴訟支援グループから市民運動グループへと自然に転換し、運動の活動家層を拡大し、活動量を増やしていく。このグループは、1985年2月1日に開始された核燃の是非に関する県民投票のための条例制定請求署名を集める運動にも積極的に参加、2月16日には八戸市で三八地区労と共に開催され、核燃基地に反対する市民集会を開催したりしている。

こういった初期の市民運動のさまざまな動きが、

反対勢力の火を灯しつづけることは運動を次につなげるために非常に重要である。1985年2月に県労・市民グループが中心となって行われた条例制定請求署名運動が契機となって、農・漁民に反対運動が広まった。

第二期の1985年～1986年は、海域調査の諾否をめぐり、核燃料施設設置推進派と反対派とに分かれて激しい論争が行われた泊漁協が運動の中心となる。核燃料サイクル施設建設の許可を得るために、原燃二社は、海域調査を行うことについて漁協の同意を得たうえで、調査を実施しなければならない<sup>78</sup>。泊漁協は、むつ小川原開発の段階ですでに漁業権は売ってしまったが、この調査に対する泊漁協の同意権は、核燃料サイクル施設反対運動の支柱となりうるものであった。なぜなら、泊漁協が海域調査に反対して、その結果、原燃二社が調査を実施できなければ、そこで行政手続きは止まり、核燃料サイクル施設の設置許可は下りないこととなるためである。そのため、1985年5月の原燃2社による海域調査の申し入れから、翌年6月の調査実施までの1年あまりの間、設置反対派と推進派とに内部分裂した泊漁協が、運動の中心となった。地理的には、泊村が運動の中心であった時期である。

第三期は1987年9月頃からで、すでに1985初めにも動きをみせていた農業者が運動の中心となる<sup>79</sup>。津軽地方の農家が中心となり、県北に運動が広がっていく時期である。

農業者による反対運動が本格化するのは、1987年9月農業者総決起大会が開かれ、このときの決議をもとに12月に県農協青年部、同婦人部、農政連、全農協労連県支部の4団体が「核燃料サイクル施設建設阻止農業者実行委員会」を発足させてからである。農業者による反対運動の盛んさを示す一例が、1988年の「ストップ・ザ・核燃100万人署名運動」である。農業者実行委員会は3ヶ月間で14万6000人の署名を集め、4月27日に県知事に核燃の白紙撤回を申し入れた。いま一つは、7月の参院選である。弘前近郊の相馬村のりんご農家で農政連幹事長であった三上隆雄が、全県的には

無名であったが農業者の代表として核燃阻止を訴え、35万票を獲得して大勝した。

第四期は、1988年8月の「核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団」の結成に始まる<sup>80</sup>。これにより、運動は全国的な広がりを獲得することとなる。

1987年5月26日、原燃はウラン濃縮工場の事業許可申請を行った。同年12月科学技術庁の第一次審査がパスし、同月27日に最終の一部補正が申請された。その結果、許可が下りるのは、翌88年の6月頃と予想されることになった。このような、行政側のさまざまな措置の進行の中で、運動側でもそれに対抗していくための運動論が討議され、「裁判闘争」もその戦術の一方法として検討され、浅石が中心となって原告団結成に向けて準備をすることになった。7月3日、第一回の準備会を八戸プラザホテルで、7月17日第二回の準備会を野辺地公民館で開催し、この日、原告団は、「核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団」と命名された。この原告団のメンバーは「労働組合や各地の反原発運動のネットワークを通して」<sup>81</sup>全国から募られた。結果的にも、4つの核燃料サイクル施設に対する4つの訴訟のそれぞれにつき、県外に居住する人が原告団の3分の1から2分の1を占めている（論文末尾表1参照）。第三期において農業者の運動を結節点として全県的なもり上りをみせた運動が、原告団の結成を機会に全国の反原発運動と結び付き、全国的な広がりをもったものとなったのである。この訴訟を射程にいれた原告団結成は、実質的には新たな運動体の結成と見なされるものである。すなわち、裁判という新たな目標をかけることによって、従来青森県内でおこなわれてきた市民・漁業者・農業者等による運動をゆるやかに連結していくと同時に、全国の反原子力勢力との連帯も可能となるのである。

核燃料サイクル施設反対運動においては、政党や市民グループの継続的な運動に支えられて、運動の広がりとして安定したものを持っているといえる。それは、むつ小川原開発反対運動の中で、運動の主張は「利益的」主張から「規範的」主張への転換を遂げており、核燃料サイクル施設反対

運動としては当初から規範的主張をしていたためである<sup>82</sup>。長谷川公一によれば、「核燃反対運動は、むしろ価値関与的で、普遍主義的な性格を帯びた『良心的構成員』による支援者的関与を特色とする、市民運動的な性格の強い運動である」<sup>83</sup>とされる。

#### 4 弁護士とのつながり

##### (1) 弁護士

弁護士の住民運動との関り方としては、運動に弁護士が弁護士として協力する場合と、一市民として参加する場合がある。核燃料サイクル施設反対運動では、前者ばかりではなく後者の関り方もみられ、それだけ弁護士と運動が強く結び付いている。

まず、弁護士が弁護士として運動に協力する場合である。浅石は1979年10月23日提起の米内山訴訟の担当弁護士であるが、その訴訟支援グループを母体として、1984年9月には「死の灰を拒否する会」を結成しその代表となった。その様な人物は、反対運動のなかで、法的な問題が出てきたときに、核燃料サイクル施設反対派から、頼れる人として認識される。それ故、1985—86年にかけて海域調査の同意をめぐって、泊漁協内部で反対派と推進派の間に争いが起きたとき、反対派から一連の訴訟<sup>84</sup>の依頼を受けるのは自然なことである。浅石らは、運動に参加する中で、法的な交渉力が必要とされる場面で常に登場し、弁護士としての立場で運動の中での位置を確立していく。このような関係のなかで、弁護士と運動とのつながりは次第に強まっていくのである。

弁護士が一市民として運動に参加している場合も多い。核燃サイクル阻止一万人訴訟の弁護団の一人であった金沢が1991年2月の知事選候補となつたことはその一例である。

##### (2) 弁護士のネットワーク

前述のように、浅石が中心となって市民運動体である「死の灰を拒否する会」を結成したり、金沢が知事選の候補者となるなど、弁護士が運動に深く関わっているのが、核燃料サイクル施設反対運

動の一つの特徴である。

ただ、浅石が弁護士であるということは、必然的に、運動の進め方に影響を及ぼすこととなる。すなわち、弁護士が運動に関っていることにより、県レベル、地方レベル、全国レベルと様々なレベルで弁護士団体を運動側に動員できるのである。

まず、県レベルをみると。電事連からの核燃サイクル施設の六ヶ所立地要請をうけた北村知事は、1984年9月に、県論集約の方法として県内各界各層の意見聴取を実施した。その際、県弁護士会の公害対策委員長であった浅石は、「安全性が実証されていない現状に鑑み、青森県は立地要請を受け入れるべきではない。知事は立地を決めるにあたっては、核燃の危険性に十分留意し、拙速を避け、広く県民の意見を聴取し、慎重な判断をなすべきである」<sup>85</sup>という総会決議をあげ、これを会の意見として知事に表明した。浅石らは、まず、県レベルで、弁護士団体の意見を「核燃反対」という形でまとめている。それを通じて、県知事からの意見聴取を受け得<sup>86</sup>、意見を表明することで圧力をかけることのできるという立場を、最大限に利用しているといえる。

次に、地方レベルでは、1988年5月、県弁護士会は東北弁護士連合会に提案して、東北弁護士連合会としても、「核燃サイクル施設の建設計画は一時中止し、再検討すべし」という提言を出すこととなつた<sup>87</sup>。

最後に、全国レベルをみると。県弁護士会は、1984年11月に、上部団体である日弁連に対し、核燃立地の調査・研究を依頼した<sup>88</sup>。この要請をうけ、日弁連は、「公害対策・環境保全委員会」に調査・研究を諮問し、同委員会第4部会が、茨城県東海村の再処理工場、青森県六ヶ所村の核燃料サイクル施設計画現地、青森県当局、日本原燃サービス、日本原燃産業、電気事業連合会、関係各省庁、米国エネルギー省、原子力規制委員会、ウェストバレー再処理工場(1976年閉鎖)、ハンフォード軍用核燃料サイクル施設などの調査、関係者よりの事情聴取など、2年半にわたる調査・研究を行つた。その成果が、1987年9月26日、青森市文化会館で

開かれた「核燃料サイクル施設を考える」シンポジウム（日弁連・青森県弁護士連合会共催）で発表された「核燃料サイクル施設問題に関する調査研究報告書」である。この中で、日弁連は、「今回六ヶ所村に立地が予定されている核燃料サイクル施設の建設計画は一時中止し、再検討すべきである。」と提言した。ここでも、浅石をはじめとする青森在住の弁護士は、核燃サイクル施設建設阻止のために、弁護士のネットワークの動員に成功している。

## 5 住民の訴訟に対する意識

本節の3運動の広がりの第二期にあたる泊漁協が運動の中心となった時期に、泊漁協内部で核燃料サイクル施設設置反対派と賛成派とに分かれて行われた論争の経過を詳しく見てみよう。

1985年7月14日に行われた泊漁協の臨時総会は、海域調査諾否をめぐり大混乱し、自然流会となる<sup>89</sup>。以後、右臨時総会の混乱をめぐり、9月には慎重派・反対派組合員5名が傷害容疑などで逮捕される。また、推進派理事により、反対派の滝口組合長が解任され、推進派の板垣組合長が選出される。それに対し、滝口が、浅石を代理人として、青森地裁に地位保全の仮処分申請を行った。続いて、12月26日には原燃2社に対して、同月9日、24日に開催された泊漁協理事会において受け入れ決議があったとして、原燃二社の海域調査の実施申し入れに対する回答書が提出された。

翌年1月10日に開かれた泊漁協臨時総会は、海域調査への対応協議のためのものであったが、推進派の集めた調査賛成の書面議決書をめぐり冒頭から紛糾し、賛成派の板垣は流会を宣言した。その後、慎重・反対派は総会を続行、同漁協が原燃2社に提出した調査同意書の撤回を決議し、漁業補償1042億円などの3項目が受け入れられない限り、調査要請に応じない旨を決議した。

1月の総会で改めて組合長に選出されたとする滝口は、以後組合長室で執務をおこなっていた。そして、反対派は組合員708名中384名の板垣のリコール署名を集め、3月19日の臨時総会招集を決

定した。3月19日の反対派による臨時総会で、板垣が解任され、「3月23日に推進派により開かれる総会は違法であり、認められないが、あえて参加し、論議の中で不正をただす」ことが確認された。23日に推進派の板垣により開催された臨時総会で、海域調査の着手への同意が決議される。これに対し、翌24日、泊の漁師・「母っちゃん」<sup>90</sup>約50名は県庁に乗り込み、23日の臨時総会決議は違法であると訴えるが、「違法というのは見解の相違」として退けられる。さらに、総会後に直ちに署名活動を開始し、4月8日、組合員の約半数の署名を添えて、八戸海上保安部に対し、「『総会』の議決は違法で無効、海域調査の手続きには公平な立場から検討して欲しい」と申し入れを行った。また、同月17日正組合員708名中327名の署名をもって、浅石を代理人として「3・28総会議決取消請求」を県に提出して行った。

このように、泊漁協内部では、推進派と反対派が満足に話し合いができるていない状態である。互いに相手方がいない総会で議決をしあい、自分達の議決が有効であると主張しあう状態である。ただ、推進派の言説が県知事にとっても原燃2社にとっても有利であることから、推進派の決議が正当と認められることとなる。その結果、海域調査の同意権という交渉力を失った核燃反対派は、県庁に直接抗議に行ったり、実力行使に出たりする。泊の漁民にとって、そのようなことと同一平面上に訴訟の提起があるのである。ここには、相手との関係を権利義務の関係として捉え、どこまでが自分の権利かを見定めるという態度ではなく、とにかく自らの主張を通そうという態度が見られる。

## 第三章 分析

第一章、第二章で見てきた運動の経過に基づき、本章では、「何故、原子力施設反対住民運動の領域で訴訟が提起されつづけるのか？」を探る。

### 1 行政手続き

情報公開の観点からは、伊方、六ヶ所共、原子

力施設設置許可処分手続きの中に、原子力施設の安全性に関する研究・開発・利用の成果および行政情報のすべてを事前に公開させるための手続きは存在しない。

伊方一号炉訴訟の第一審においては、原告が申し立てた文書のほとんどすべてに対して文書提出命令が認められた<sup>91</sup>。そのことにより、不十分ながらも、行政審査の過程をチェックすることができる。たとえば、原子炉安全専門審査会の審査のずさんさは、訴訟において裁判所が文書提出命令を認めたため明らかになったものである。

核燃料サイクル施設反対訴訟でも、訴訟の場で明らかになったことが多い。公開された安全審査書には、審査結果と簡単な理由が記載されているのみで、科学技術庁と原子力安全委員会とその部会の審査の基礎となった資料等は、一切公開されていなかった。それが、文書送付嘱託申立により、一部公開されるに至った<sup>92</sup>。また、ウラン濃縮施設につき現場検証を行った結果、これまで明らかにされていなかった施設の設備の構造が分かった。

このように、原子力施設反対住民運動は訴訟を提起することによって、行政府に情報公開をさせることができる。また、訴訟で情報公開されるとが分かっていると、行政府の審査も厳格になり、それは原子力施設の安全性の強化につながる。

住民参加の機会という観点からは、伊方とくらべ、六ヶ所村では、ウラン濃縮施設を除く三施設の公開ヒアリングが行われており、状況は改善されたかに見える。しかし、公開ヒアリングは、原子力施設許可申請が出された後に行われ、その内容は「施設固有の安全性」に限られ、住民の意見表明は「10分以内の質問」に限られる等、立地を前提とした形式的なものである。このようなヒアリングの内実をみると、六ヶ所村核燃料サイクル施設においても、行政手続き過程に住民参加の機会がほとんどないことには変わりない。しかし、これを訴訟の場に持ち出すことによって、反対運動の住民が意見を述べる機会が得られる。伊方一号炉訴訟では第一審で5人の原告の本人尋問が行

われ、六ヶ所村のウラン濃縮施設訴訟では、第一回口頭弁論で8名が意見陳述を行うといった具合である。

原子力施設設置許可処分手続きの「抑圧的」<sup>93</sup>性格から、原子力施設反対訴訟においては、情報公開・住民参加の要求、行政手続きの批判といった、訴訟の代償的・補充的機能が期待されているといえる<sup>94,95</sup>。

## 2 政治資源

原子力施設建設予定地の市町村の首長、あるいは議会が立地に反対を表明すれば、原子力施設の建設はストップする。しかし、伊方でも六ヶ所村でも、県知事・地元市町村長は受け入れに積極的であった。これは、電源三法交付金を受けることから、多くの場合、県知事・市町村長は擬似的受益圏を代表する立場にあり、当然のことといえよう。

では、自治体の選挙はどうであったか。

伊方では、運動のメンバーが書いた文章の中に選挙についての記述がほとんど見られないことから、選挙を有効な意思表明の機会として利用できるような状況ではなかったことが推測された。

核燃料サイクル施設反対住民運動においては、1989年7月の参院選や翌年2月の衆院選で核燃反対候補が当選するなど、いくつかの選挙で、反対住民側が勝利をおさめている。しかし、1991年2月の知事選といった、運動にとって重要な選挙で勝利をおさめることはできないでいる。

要するに、伊方でも六ヶ所村でも、運動は政治的な意見表明の機会を有効に活用できていないのであるが、それは、運動の盛り上がりが不十分という理由だけで説明できるものではない。すなわち、「自治体選挙による政治的決着方式の問題は、原発建設予定地をかかえる地方自治体の首長、議会選挙で常に原発受け入れの是非が重要争点となる制度的保障は全くない」という点である。またたとえ原発が争点化した場合でも、地縁、血縁関係で投票する傾向が強い地方選挙で、有権者がかならずしも原発の是非を第一に考えて投票するわけ

ではない。したがって住民の一般的な支持によって当選した首長や議会の多数派が、その委任に基づく自由裁量権によって原発問題につき政治的決定を行うことがしばしばあり、そのためその決定の内容が住民全体の原発に対する意思と異なったものになる可能性もつねに存在するのである。<sup>96</sup>

このように、自治体の首長の選出等の政治資源の動員は困難であるのに対し、訴訟の場では、裁判の公開の原則から、ストレートに住民の原子力施設に対する反対の意見表明ができる。そのため、政治資源の動員の困難は、運動が訴訟を提起する要因となる。

### 3 運動の広がり

一般に、訴訟にいたった運動体の主張内容は、「利益」的主張ではなく「規範」的主張となっているように思われる。「具体的な利益」に基づいた主張は、地域エゴと呼ばれうるものであるが、「規範」的主張は「当該の不特定の第三者の間で一般に承認されている何らかの規範的基準（法的なものであれ道徳的なものであれ）に照らして、自分の要求が是認されるべきものである」という主張<sup>97</sup>であり、その「『正しさ』の主張による不特定の第三者への訴えにあっては、紛争は、両当事者が共に属する社会集団の、すくなくとも潜在的な関心事として扱われる所以あり、これによって紛争は、公的な事柄としての性格<sup>98</sup>を帯びる方向にすすむ。このような主張内容の成熟が、運動の広がりを規定する。

伊方一号炉の反対運動においては、主張内容が利益的主張から規範的主張に変化したことに支えられて、運動の消滅の危機を乗り越え、原告団結成に至った。

他方、六ヶ所村の核燃料サイクル施設反対住民運動においては、むつ小川原開発反対運動の段階で規範的主張への転化を遂げていたために、核燃料サイクル施設反対運動としては、最初から、安定した運動の広がりをもっていたといえる。それは、全国的な原子力施設反対運動の広がりに基盤をもったものであったと思われる。

すなわち、1975年に京都で開かれた第一回反原発全国集会を契機に、1978年から刊行されつづけている「反原発新聞」<sup>99</sup>、その発行の母体である「反原発運動全国連絡会」の結成、反原発・脱原発の運動に役立つような一般向けの情報を提供する活動も行う「原子力資料情報室」の設立などである<sup>100</sup>。このような全国的な反原子力施設運動のネットワークの整備により、全国各地の運動間の協力が密になった。

また、1979年のスリーマイル島原発2号炉事故に続く、1986年のチェルノブイリ事故は、重大事故の現実性と地球規模での放射能汚染の深刻さ、特に食品汚染の日常的な恐怖を突きつけた。長谷川によれば、「この事故を契機に………1987年以降、日本でも多くの新しい市民グループが誕生し、運動はこれまでにない市民運動的な広がりを見せている」<sup>101,102</sup>とされる。運動がネットワークを確立するにいたり、またチェルノブイリ原発事故を契機に市民運動的な広がりを持つに至ったことは、六ヶ所村の村長選挙に全国の反原子力運動に關っている人々が集まること<sup>103</sup>や、4つの核燃料サイクル施設反対訴訟の原告に青森県外の人が3分の1ほどを占めていることに現れている。

伊方においても、六ヶ所においても、原子力施設設置許可が下りるという段階において、運動が訴訟という形をとってでも継続することを選択するのは、利益的主張から規範的主張への転化に支えられて運動のメンバーが主体性を確立し、運動が安定した広がりを持っていることが前提となっているといえるのではないか。その意味で、主張の転化に基盤をおく運動の広がりが、訴訟利用の要因の一つであるといえる。そして、核燃サイクル施設反対運動において、運動の広がりが、全国的な反対運動の高まりに支えられて安定した基盤を持っていることが注目される。

### 4 弁護士とのつながり

日本で最初の原発反対訴訟である伊方一号炉の訴訟では、住民運動と原子炉の訴訟を扱う弁護士が結び付くのに、紆余曲折が存在していた。

それに対し、提訴の時点で約20年後の核燃料サイクル施設訴訟においては、弁護団長となる弁護士が住民運動体のリーダーであり、核燃料サイクル施設の許可処分を争う訴訟以前の、運動に関する細かい訴訟を代理している。その延長線上で、核燃料サイクル施設訴訟の代理人となっているのである。

この二つの事例における運動と弁護士のつながりの違いを説明する要因として、20年間での弁護士の原子力施設に対する意識の高まりと、それと密接に関することであるが、弁護士という専門職能内部での原子力施設反対訴訟のネットワークの形成がある。

伊方で運動と弁護士が結び付くのに糺余曲折があったのは、「科学裁判であります勝ち目のない、何十年もかかるであろう裁判」<sup>104</sup>を引き受ける弁護士が当時ほとんど存在しなかった、すなわち、弁護士の側に原子力施設反対訴訟の代理人を勤めるだけの用意がなかったためであるといえる。

伊方で弁護士を原子力施設反対訴訟に駆り立てていたのは、現地の人達に対し助力を与えねばという使命感<sup>105</sup>だけであったといってよい。

初めての原子力施設反対訴訟であるから、どのような論点を主張するかにも創意工夫が必要であるし、法令の理解の前提となる科学的な問題についても一から勉強しなければならない。

また、訴訟支援体制の面から見ると、原発の危険性についての認識が日本社会の中にほとんど広まっているない状態で、支援組織<sup>106</sup>の広がりにも限界があり、資金面での支援はたかがしれている。

さらに、伊方一号炉訴訟の過程において、高裁終結直前にスリーマイルアイランド原発事故が、最高裁係属中にチェルノブイリ原発事故がおきたが、伊方一号炉訴訟の弁護団は事故の都度裁判所に対して、証人申請をしたり、上告理由補充書を提出したりしている。このような文書の作成のために弁護団は現地調査を行っている<sup>107</sup>が、それにはかかる費用はすべて弁護士持ちであった<sup>108</sup>。

では、核燃料サイクル施設ではどうであったか。核燃料サイクル施設訴訟の弁護団長となる浅石

は、東北弁護士連合会・日弁連に「核燃料サイクル施設の建設計画は一時中止し、再検討すべし」という決議を出させることに成功しているのであるが、こういったことができるのも、弁護士の原子力施設に対する意識の高まりが存在するからであると思われる。

この弁護士の原子力施設に対する意識の高まりには、日弁連としての、長年の原子力施設問題へのとりくみが背景にあると考えられる。日弁連は、1976年、1983年の二度にわたり、原発の運転・建設について「中止を含む根本的再検討」を提言している。また、1983年の提言ではその基礎として、人権大会シンポジウム第二分科会が福島原発、巻原発、柏崎原発等の住民運動も含めた現地調査や労働省労働基準局監督課、資源エネルギー庁公益事業部計画課、科学技術庁等の調査を行っている<sup>109</sup>。

また、これらの長年の取り組みによる、弁護士内部での一般的な意識の高まりに加えて、訴訟そのもののネットワークが形成されてきているように思われる。すなわち、伊方一号炉訴訟以降の原子力施設反対訴訟がいくつか提起されてくる中で、多くの原子力関係の訴訟に代理人として参加し、原子力施設反対訴訟のエキスパートと呼びうる弁護士が登場してくるのである。核燃料サイクル阻止一万人訴訟原告団のうち、海渡雄一・伊東良徳は、高速増殖炉もんじゅの訴訟など多くの原子力施設関係訴訟に代理人として参加している弁護士である。彼らは、日弁連公害対策・環境保全委員会を結節点としている。青森県弁護士会は、原子力施設訴訟のエキスパートの結節点である公害対策・環境保全委員会に1985年から1986年にかけての核燃料サイクル施設に関する総合的な調査を要請し、これを受けて委員会は核燃料サイクル施設訴訟に特化した調査を行った。この調査は、「核燃料サイクル施設問題に関する調査研究報告書」にまとめられたが、これは核燃料サイクル阻止一万人訴訟を準備したものである。このようなネットワークの形成により、浅石弁護士等は核燃料サイクル施設訴訟にあたり、弁護団の一員としてエキ

スパートを動員できただけではなく、彼らに訴訟の調査も行わせることができたのである。

また、核燃料サイクル施設訴訟の時点では、多くの原子力施設反対訴訟の積み重ねの中でどのような論点を争っていくか、という問題についてだいたいのコンセンサスができあがっていたと考えられる。伊方一号炉訴訟と六ヶ所村核燃料サイクル施設訴訟を比較すると、原発と核燃料サイクル施設という施設の違いからくる科学的論点の違いはもちろんあるが、1. 当該施設の立地手続きの問題、2. 社会環境を含めた当該施設の危険性、3. 施設自体の危険性、の三つを柱としている点で、訴訟で主張される論点はほとんど同じであるといえる。

さらに、この時点では都市部の市民の間でも原子力施設の危険性に対する意識が高まってきており、訴訟支援体制は格段に改善されている。

このような弁護士の側での、原子力施設訴訟に関するにあたっての環境の改善<sup>110</sup>が、運動と弁護士との結び付きを容易にしていると考えられる。

ギャランター<sup>111</sup>の言葉でいえば、総理大臣あるいは通産大臣はリピートプレイヤーであり、運動はワンショッターである。原子力施設のエキスパート的存在である弁護士は、自身がリピートプレイヤーであることによって、運動の力となっている。すなわち、核燃料サイクル施設阻止一万人訴訟が提起される1990年前後には、日本弁護士会公害対策・環境保全委員会は「自らの職能であると信ずるもの追求において、ワンショッター全体に有利となるような結果に関心をもつような専門家をワンショッターに供給することによって、リピートプレイヤーの有利さを相殺するような専門家層」<sup>112</sup>といえる存在になっている。原子力施設反対住民運動の領域で、訴訟が提起され続いている一つの要因として、20年あまりの原子力施設反対訴訟の積み重ねの中で、ワンショッターである住民運動を助け、交渉力をあたえる、リピートプレイヤーたる弁護士集団の形成があげられる<sup>113</sup>。

## 5 住民の訴訟に対する意識

では、「規範的」主張への変化は、日本人の権利意識の成熟のあらわれといえるものであろうか。

受苦圏・受益圏が分離した構造を持つ原子力施設反対住民運動における、住民と企業・国との社会関係の性質を考えてみよう。企業・国は、住民にとって、原子力施設の建設といったイッシュがなければ、日常的にはほとんど意識されない存在であると考えられる。それが、原子力施設の建設という課題が浮上することによってはじめて、両者の間に利害関係が生まれるのである。さらには、そうして生まれた利害関係も、反対運動をする住民から見れば、原子力施設の危険性を一方的に押し付け、また、補助金・助成金等のばらまきによって、従来からの協同体を破壊するものとして認識されるものにすぎず、その利害関係ができたことで両者が、主張することは主張しながらもなお、互いに譲歩しあっていかなければならないような継続的な社会関係に入ったとは到底いえない性質のものである。

これは、川島武宜のいうところの「秩序の真空状態」が支配する社会関係であると考えられる<sup>114</sup>。すなわち、原子力施設反対訴訟における当事者間の社会関係は、訴訟が少ないとされる日本社会にあっても、訴訟を選択する当事者の意識という側面では、もともと訴訟を提起しやすい領域であったものの一変種であるといえる<sup>115</sup>。

このような、原子力施設反対住民と国・企業との間の社会関係のありかたは、住民の権利主張のしかたにも影響を与える。原子力施設反対住民運動の規範的に転化した後の主張は「生存権的人権」といえるが、反対住民はこの「子孫を守るため」「郷土を守るため」といった自らの主張を貫徹することだけを考えているといえる<sup>116</sup>。それは、「各人に固有の支配領域の相互的尊重という意識とか、公正なルールを作り、それを尊重することによって社会関係を規律し、争いを解決していくという態度」<sup>117</sup>とは非常に異なったものである。

また、利益的主張から「子孫のため、生活のため、環境のため」あるいは「郷土のため」といつ

た規範的主張への転化は、近代西洋法が要求する個人の自律・主体性を必ずしも伴わない。それは、まさに、個々人のためというのではなく郷土のためといった集団的な主張をすることで、公的に支持される主張となることに現れている<sup>118</sup>。また、伊方1号炉訴訟は第一審提訴が33名、核燃料サイクル施設訴訟では第一審提訴がウラン濃縮施設で172名、低レベル放射性廃棄物埋設施設で134名、高レベル放射性廃棄物管理施設で111名、再処理施設で158名によって行われた（論文末尾、表1参照）。しかも、核燃料サイクル施設訴訟については県外の原告が3分の1から2分の1を占め、原告であるということの意味が運動の連帶の表明という色彩が強く、個人の権利を守るために訴訟を提起しているといった意識はほとんどないものと思われる。これらのこととは「個々人の私的権利を第二次的とする集団主義、政治優先の方向へと傾斜していく契機」<sup>119</sup>であるといえるのではないか。

## 結論

二つの事例の分析より、原子力施設反対住民運動が訴訟を提起するに至る5つの要因は、大きく根本的要因と直接的要因の二つに分けられる。

根本的要因には、・訴訟には、行政手続きや政治過程では得られない独自のメリットがあること（1行政手続き、2政治資源）、・原子力施設問題は、受苦圏と受益圏が明確に分離しており、日本人が訴訟を提起するのもともと抵抗の少ない領域であること（5住民の訴訟に対する意識）が含まれ、直接的要因には運動継続の一方法としての訴訟選択を規定する要因（3運動の広がり、4弁護士との結びつき）が含まれる。

筆者が取り上げた事例は、2つにとどまるが、根本的要因については、日本の全ての原子力施設反対住民運動に存在しているものと推測できる。つまり、住民運動が訴訟提起に至るにはこれだけでは足りないのであって、さらに、直接的要因が必要であると思われる。

住民は勝訴を目指しているのではなく、第一義

的には運動の継続のためという目的で訴訟を提起しているように見える。そのため、弁護士とのつながりや運動の広がりの点で困難が存在した伊方においても訴訟は提起されたが、そこでのコストは非常に高いものであった。この状態が続いたら、伊方以後に原子力施設反対住民運動の領域で訴訟の提起が続いているとは思えない。伊方にはじまつた日本の原子力施設反対訴訟がその後次第に盛り上がりを見せ、運動が恒常的な組織を持つに至り、また原子力施設反対訴訟に特化した弁護士集団が形成され運動が弁護士にアクセスしやすくなった、といった直接的要因の安定化が、原子力施設反対住民運動における訴訟利用の多さを説明するものなのではないか。すなわち、原子力施設反対住民運動において権利意識の未成熟は訴訟提起の根本的要因になってはいるが、直接に運動の訴訟提起を規定するのは、制度の使いやすさ等の運動にとってのコストであるといえよう。

もっとも、これは最終的に訴訟が提起された2つの事例の分析に基づいた仮説であり、これを検証するためには、訴訟に至らなかった運動についての分析が必要である。また、問題となる社会構造が類似した領域の訴訟提起を分析することも、検証に有用であろう。今後の課題としたい。

## 注

- 1 H. ロットロイトナー著『現代ドイツ法社会学入門』（越智啓三訳／六本佳平監修）不二出版p. 150 (1995)
- 2 H. ロットロイトナー前掲書p.150。規範的主張から法的主張へいたる争論の変容過程のモデル化の試みとして、Felstiner, Abel, and Sarat "The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming", Law & Society Review, Vol.15, No.3-4, pp.631-654 (1980-81)
- 3 川島武宜『日本人の法意識』岩波書店 (1967)
- 4 このような訴訟についての法社会学的研究として、船橋晴俊=長谷川公一=畠中宗一=勝田晴美『新幹線公害—高速文明の社会問題』有斐閣選書 (1985) がある。ただし、これは訴訟の社会的意

- 義、裁判過程とその社会的機能といった、訴訟の社会的影響についての研究であり、訴訟に至る要因を探る本論文とは視角を異にする。
- 5 西尾漠『原発を考える50話』岩波ジュニア新書p. 72-75 (1996), 地域開発研究会『むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』(1992・93・94年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書) p. 27 (1995) 等による。
- 6 『原子力白書昭和61年版』p. 3-5
- 7 本論文の事例の背景としては、本文中に書いたとおりである。ただ、最近、動力炉・核燃料開発事業団(動燃)の相次ぐ事故・不祥事をきっかけとして、「核燃料サイクル」方式の見直しの動きがある。朝日新聞1997年10月1日付参照。
- 8 梶田孝道『テクノクラシーと社会運動』東京大学出版会p. 3-30 (1988)
- 9 社会構造の把握の方法として、都市と農村の対立の強弱という視点から、その構造を「工業地帯I」、「工業地帯II」、「農業地帯」の三つに分類するものもある。原子力施設建設問題は、「都市と農村の対立」がもっとも鮮明にあらわれている「農村地帯」の住民運動に分類されるであろう。松原治郎・似田貝香門編著『住民運動の論理』学陽書房p. 12-15 (1976)
- 10 巨視的に見ると、受益圏と受苦圏の分離型の構造であるといえるが、微視的に見ると受苦圏も一枚岩ではない。すなわち、受苦圏たる立地点住民は、さらに、「擬似的受益圏」と狭義の「受苦圏」に分けられる。「擬似的受益圏」とは、「原発に対する不安を埋め合わせるために足る経済的利益の供与を条件に原発の受け入れに傾く人々」と「電力会社から直接、巨額の補償を獲得した賛成派住民や地主」を合わせたものである。しかし、そのことによって、原子力施設建設問題は梶田孝道のいう受益圏と受苦圏の「重なり型」紛争になるわけではない。住民の対立は、「『環境が開発か、安全性か発展か』という二元的な価値観の対立に発展し、ごみ処理工場の場合におけるような両派の相互理解による妥協一紛争の解決という道をたどるのは著しく困難となる」ためである。砂田一郎「原発誘致問題への国際的インパ

- クトとその政治的解決の方法についての考察—和歌山県古座町の社会調査データに基づいて」、馬場伸也・梶田孝道編『非国家的行為主体のトランジショナルな活動とその相互行為の分析による国際社会学』津田塾大学国際関係研究所p. 70-72 (1980)
- 11 1974年に成立、施行された「電源開発促進税法」、「発電用施設周辺地域整備法」、「電源開発促進対策特別会計法」のいわゆる電源三法がある。
- 12 六本佳平「『現代型訴訟』とその機能」、『法社会学』43号p. 5 (1991)
- 13 従来の裁判の制度的枠組みの特質は、対象・手続・基準の三面から捉えられる。田中成明『裁判をめぐる法と政治』有斐閣p. 157 (1979)
- 14 55基のうち、51基が原発である。
- 15 実質的には1つである訴えは1件として数えた。すなわち、もんじゅ訴訟で民事・行政両訴訟が提起されているが、これは1件とした。
- 16 21地点中19地点は原発、残りの2地点は、高レベル廃棄物管理施設の幌延(北海道)と、ウラン濃縮施設・低レベル廃棄物埋設施設・高レベル廃棄物管理施設・再処理施設の4つが集まる六ヶ所村(青森)である。
- 17 たとえば、平井宣雄は「古典的民事訴訟」を「(a)裁判は、独立対等な二当事者間の、そして二当事者かぎりの権利義務に関する紛争に対する判断である。(b)裁判は過去の紛争に対する判断である。(c)裁判官は法を知っている受動的な判定者にすぎず、訴訟の進行は、当事者のイニシアティブに委ねられる。」という三点で定義する。平井宣雄『現代不法行為理論の一展望』一粒社p. 72 (1980)
- 18 原告団のマンモス化が進む傾向がみられる。たとえば、石川県の志賀原発差止訴訟は第一次訴訟と第二次訴訟があるが、各訴訟につき全国から集まった100名の原告で提起されている。ほかに大規模なものとして、北海道の泊原発差止訴訟がある。これは、途中で選定当事者30名を選定したものの、提起自体は1,051名の原告によりなされている。
- 19 田中成明『裁判をめぐる法と政治』有斐閣p. 404 (1979)
- 20 原子力施設を規制する法律は、不確定的法概念が

多用され、しかも下位の政令や通達への委任も多い。それは、原子力利用の法体系が「近代法の体系性と近代的な『知』[ここでは、原子力技術のこと]一中川注]の統一性の限界」(村上淳一「科学技術の水準と裁判」,『現代法の透視図』東京大学出版会p. 44 (1996)) の問題をはらんでいるためである。原子力のような、未完成の技術を利用していこうとするときに「統一性の限界」から、法規定があいまいとなるのはやむを得ないことなのかもしれない。

- 21 このように国の政策を問題とする紛争の当事者が、訴訟を選択する理由として、サラとグロスマンは、訴訟が「記録が積み重ねられ、決定が先例的価値をもつ裁定枠組み」であるということを挙げている。Sarat=Grossman "Courts and Conflict Resolution: Problems in the Mobilization of Adjudication", American Political Science Review, Vol. 69 pp. 1200-1217 (1975)
- 22 田中成明『現代社会と裁判』弘文堂p. 167 (1996)
- 23 本論文の事例の一つである伊方一号炉訴訟は、第一審係属から最高裁判決まで約20年かかっている。
- 24 藤田一良「伊方原発訴訟の経過とその問題点」,『公害研究』7巻4号p. 4 (1978)
- 25 民事訴訟全体につき、地裁第一審・高裁での終結状況の推移をみると、和解と取下げを合わせて終結数全体の約5割を占めており(最高裁は4%—5%にとどまるが), 原子力施設反対訴訟の特色が際立つ。林屋礼二編著『ジュリスト増刊 データムック民事訴訟』p. 107, 136, 152 (1993)
- 26 飯村敏明「原子力施設をめぐる訴訟の現状」,『法律のひろば』(特集 原発訴訟をめぐる論点) p. 6 (1993)
- 27 1997年7月24日, 藤田一良弁護士へのインタビュー。
- 28 首藤重幸「『民主・自主・公開』に反する手続」,『法学セミナー』(特集=脱原発時代の法律学) 417号p. 34-39 (1989)
- 29 日本では、下級審においてすら、住民側が勝訴したことは一度もない。しかし、外国では、政府の原子力政策にストップをかけるような判決が(それ以降の大勢とはならないまでも) いくつか出ている。

そこで、それを以下に示す(外国の原子力施設反対訴訟の全体像を示す資料を見つけることはできなかつた)。アメリカでは, Pacific Gas判決(103S. Ct. 1713 (1983))で、合衆国最高裁判所は「放射能危険に対する保護目的」のための原発規制は連邦法が默示的に専占するが、それ以外の目的のための原発規制は連邦法に専占されておらず、州はその他一切の原発規制領域での権限行使しうることを確認し、放射性廃棄物の安全処理方法が確立するまでは原発の新設をすべて禁止することを定めたカリフォルニア州法が合憲とされた(『判例タイムズ』564号p. 17-20)。ドイツでは、判決・決定において圧力容器の破壊に対する絶対的予防措置を要求して原発の違法性を認めたフライブルク行政裁判所のWyhl第一審認容判決がある(VG Freiburg, Urteil vom 14. 3. 1977, NJW 1977, 1644)。また、第一次部分許可が廃棄物処理に関して配慮していないことを理由に原告の申立てを認容したシュレスビヒ行政裁判所によるBrokdorf執行停止事件(VG Schleswig, Beschluß vom 9.2.1977, DVBL. 1977, 358, OVG Lüneburg Beschluß vom 17.10.1977, DVBL. 1978, 67)がある。フランスでは、たとえば、フランス電力会社が土地所有者の資格も、その他免許の申請をする何らかの権利・資格も持たないので、収容の命令以前に建設免許が与えられていたとしてカーン行政裁判所に提起されていたフランシスビル原発に関する建設免許の執行停止事件で、申請人側の主張が認められ、建設免許の執行の停止を命じた判決がでている(以上,『ジュリスト』(特集=伊方原発訴訟判決) 668号による)。一度も住民側が勝訴したことがないというのは、日本の特徴である。

- 30 川島武宜「権利の体系」『私法』5号 (1951)
- 31 平井宣雄前掲書, マーク・ラムザイヤー『法と経済学』弘文堂 (1990)
- 32 北海道・泊原発に対する反対住民運動のリーダーである柏は、最近、全国的な活動として大きなものは何かという問い合わせに対し、「…………もんじゅの反対運動、連續的に全国的な集会が何度も開かれているし、だから、もんじゅ[高速増殖炉一中川注]と六ヶ

所〔核燃料サイクル施設一中川注〕が日本の中で反原発運動としては一番とりくまれている。全国的な問題となっている。」と述べている（1997年9月25日、柏陽太郎氏へのインタビュー）。原発の反対運動の主体が、最近の反原発運動で大きいものは何かと問われて、高速増殖炉や核燃料サイクル施設への反対運動が答えとして出てくることは、日本の反原発運動が高速増殖炉や核燃料サイクル施設を包摂したものであることを示している。

また、六ヶ所村の核燃料サイクル施設反対訴訟のための原告団結成の基本方針の中に、「ハ. 県内外の核燃料サイクル阻止、原発廃止の運動と連帯し、必要かつ有益と考えられる諸活動を行う」（浅石鉱爾「III裁判の経過と成果」、『原告団十年史』（未公刊））というものがある。これも、核燃料サイクル施設反対をも包摂した日本の反原発運動のありかたを示すものである。

33 序章第二節2, 3および運動の推移の検討から抽出出した。

34 これは、行政手続きの一部ではあるが、住民の意思を制度上反映する余地があるという点で、手続きのハード面を問題とする1. 行政手続きとは区別して扱う意味があると考える。

35 個人の紛争処理における弁護士とのつながりについては、六本佳平『民事紛争の法的解決』岩波書店（1971）参照。集団を主体とする訴訟につき、棚瀬孝雄『紛争と裁判の法社会学』法律文化社p. 155（1992）参照。

36 第二節3原子力施設反対訴訟一覧のうち、愛媛県の伊方2号炉訴訟、石川県の志賀原発訴訟、北海道の泊1・2号炉が弁護士の付いていない訴訟である。

柏によれば、泊原発反対運動が訴訟を選択したのは、運動の中心となってきた札幌地区労という労働組合の発案であった。最初から裁判に幻想を持たないというのが運動のメンバーの考え方の基本にあって、訴訟は運動の一環として提起されたという。「伊方の裁判を見ても、仙台やあちこちでやっているのを見ても、裁判の結果によって差止訴訟だとかそういうのが勝利するということは、まず、絶対

ないだろうと。この日本の現状の中では。………どの裁判も長期化して、原告も老齢化するという実情の中で、もう裁判でもって勝つという幻想は絶対に持ってはダメなんだという、それは、我々の中にずっとあったわけ。………いいんじゃない、大衆闘争にしていくんだったら、裁判も一つの方法なんだからと。裁判のひとつの利点は、情報公開を裁判を通じてできるというのがあるだろうと。實際には、すごく壁があるんだけど。………それと裁判というのは、最初の段階はマスコミが結構取り上げるから。こっちが素人裁判だから、裁判のルールに乗つてなくてやっているから、いろんなことを証拠もなしにがんがん言えるわけですよ。そのパフォーマンスとか、素人考えのことを言っているというのが普通の裁判よりは、マスコミは、取り上げるのが面白いわな。………そこに幻想を一切持っていないくて、パフォーマンスというか、大衆運動として位置付けてやっている。だから、弁護士なんかに払うお金なんかない、と弁護士を立てなかったりしている。」

（1997年9月25日、柏陽太郎氏へのインタビュー）

37 保木本一郎『原子力と法』日本評論社p.276（1988）、首藤重幸「『民主・自主・公開』に反する手続き」、『法学セミナー』417号p.34-39（1989）、原子力資料情報室編『脱原発年鑑97』七つ森書館p. 261（1997）等による。

38 伊方一号炉訴訟について、行政法上は、特に①原告適格性の問題、②実体的判断、ことに「安全性」の科学判断ならびに行政手続の判断に対する裁判所の審査範囲と審査基準の問題、③手続上の違法性の有無の問題、が論点となる。詳細は、下山英二「伊方原発訴訟の意義と問題点」、川上宏二郎「伊方原発訴訟判決における原告適格について」、保木本一郎「伊方訴訟における許可処分手続の違法性の存否」、佐藤英善「原子炉設置許可の裁量処分性」（以上、『判例時報』891号所収）、阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律問題」、『国土開発と環境保全』日本評論社（1989）、等参照。

39 『判例時報』891号参照。また、許可処分の内容的違法性の各主張に対し、裁判所が下した判断についての批判をまとめたものとして、伊方原発行政訴訟

- 弁護団原子力技術研究会編『原子力と安全性論争』  
技術と人間（1979）
- 40 松山地裁昭和53年4月25日判決、『判例時報』（特集＝伊方原子力発電所訴訟第一審判決）891号、p. 51（「事実」の中の、原告主張）
- 41 松山地裁昭和53年4月25日判決、前掲『判例時報』891号、p. 51（「事実」の中の、原告主張）
- 42 筆者が見た範囲では、わずかに共産党名誉毀損事件の判決理由中、背景事情の認定と、これに基づく発言内容の解釈を行っている部分に、「昭和46年の町議会選挙では、反対派からも2名の議員が当選するなど、反対の気運が高まりを示してきた」との記載があるのみであった。『判例時報』1076号p. 102
- 43 大阪地裁昭和57年7月16日判決、『判例時報』1076号p. 93
- 44 川口は、昭和34年から1期、伊方町町長をつとめたことがあり、また資産家でもある、いわゆる地方名望家である。原発が誘致されるまでは、自らを「保守の権化」をもって任じていたが、「それが、そもそも土地の取得に始まって、漁業権を放棄させるところまで、どれもこれも企業と町と県が一体となってサギ的手段をとってくる。今では完全に自民党否定ですらい」という。「“ゲンパツ”にあらがう人びと一県西宇和の住民運動をみるー」『朝日ジャーナル』15巻7号p. 88（1973）
- 45 二宮成「伊予灘の海に生命をかけて原子の火を阻止する」、『月刊地域闘争』3巻5号p. 58（1972）
- 46 西園寺秋重「伊方原電許可に対する異議申立てにあたり」、『月刊地域闘争』4巻4号p. 51-52（1973）
- 47 運動開始のきっかけが、共産党の街頭宣伝であったこと、1972年6月頃に共産党の専従活動家が共闘委のリーダーの川口の家に泊まり込んでいたこと、土地訴訟をはじめとする運動の過程で提起された訴訟の代理人が共産党の息のかかった弁護士であったこと等、伊方の運動は、共産党主導のものであったと思われる。それが、八西連絡協議会の結成に際して、「如何なる政党にも属さない」という原則を掲げたことは、このころ、住民運動が共産党から自立し主体性を確立しつつあったと解釈できようか。このような、八西連絡協議会の共産党からの自

立が、次の4弁護士とのつながり、でみると、土地訴訟の代理人とは別の弁護士に、伊方一号炉原子炉設置許可処分取消訴訟の代理人を委任する素地となったものと思われる。行政訴訟を提起した直後の1973年9月16日に開催された「いのちと暮らしを守る南予県民大会」で、川口は「われわれはとにかく伊方原発を設置させないでほしいのだ。われわれとしては、幅広い人達の支援も受けたし、支援してくれる人ならば、どなたの支援でも拒まない」（『判例時報』1076号p. 95）という発言をしている。この発言は、運動の政党からの主体性の確立を示しているといえよう。

48 伊方原発設置反対共闘委員会「原発反対について地元の皆さんに訴える」、『月刊地域闘争』3巻5号p. 6-7（1972）

49 「“ゲンパツ”にあらがう人びと一県西宇和の住民運動」、『朝日ジャーナル』15巻7号p. 89（1973）

50 地権者以外の「周辺被害者」が運動の中心となると、「条件闘争に転換する余地が乏しいが故に「地権者」よりも争点を普遍化し、これを原理的に追及していく」ようになる。西尾勝「行政過程における対抗運動—住民運動に関する一考察」、『年報政治学政治参加の理論と現実』岩波書店p. 78（1974）

51 利益的主張から規範的主張への転化は、松原＝似田貝がいう「住民運動が当初の運動目標を放棄し、『条件運動』となって」いる状態から「『日常秩序』からの離脱＝独立による運動を行う」状態への転化と同じものといえる。松原＝似田貝前掲書p. 218-222

52 伊方訴訟では、第一審提訴時で33名いた原告が、最高裁に上告する段階で16名となっていた。そのことについて、インタビューでたずねたところ「…………亡くなられた方ももちろんありますけれどもね、地域的なプレッシャーですね。…………結婚差別とか、就職差別とかね、あんなところですからね。年寄りは隠居さんだから、あの人達は信念でやっているけど、若い人はやはり自分の子供育てたり、いい奥さんもらったりね。それはもうしょうがない。それだけ、やっぱりこの問題は重いんだなということですね。…………」ということであった（1997年7月

24日、藤田一良弁護士へのインタビュー)。農村のような人口の地域的移動が少なく、人々の間の社会的な接触が濃密かつ多面的なコミュニティにおいては、今でも訴訟を提起することに対する抑制が強い。また、裁判の途中でこれだけぬける人がでるということは、「利益的」主張から「規範的」主張への変化が、原告の訴訟の提起を促しはしても、継続するのには十分ではないことを示している。

53 原子力施設反対住民運動においては、特に、漁業協同組合が電力会社との間で締結する漁業補償をめぐる漁協内部の原発設置賛成派と反対派の対立の中で、訴訟が提起されることが多い。

54 松山地裁昭和49年2月2日判決、『判例時報』728号p. 27-29参照。地質調査のボーリングのみに関する契約書であると思っていたのが、実際には土地売買の仮契約書であり、誘致されるのが原発であることを知った地主達へ、共闘委が行った説得工作の結果、14名の地主が四電にたいし契約破棄通告を行った。この14名の内4名に対して四電が所有権移転登記手続きを求めて提訴したのがこの土地訴訟である。

55 以上、前掲『判例時報』728号p. 27-29による。

56 藤田によれば、「現地の弁護士は、そういう大規模な裁判をするのはかなわんという気持ちも強かつたのではないか。表現としては『そんなことをしていたのでは泥沼に足をとられる』といったことを久米さんに言っていた」とのことである。(1997年7月24日 藤田一良弁護士へのインタビュー)

57 以下、大阪地裁昭和57年7月16日判決、『判例時報』1076号p. 86-110による。

58 1997年7月24日、藤田一良弁護士へのインタビュー

59 日米安全保障条約締結に反対する運動が全国的に盛んであった1960年—1970年代において、学生活動家は、共産党からトロツキスト、すなわち暴力主義者であるとして敵視されていた。このような学生の弁護活動を行っていた弁護士が、原子炉設置許可処分取消請求事件の弁護団に多く含まれていたことが、後に共産党が伊方原発行政訴訟の代理人に対し、誹謗・中傷を行う誘因となった。

60 この間の事態の推移に関し、藤田は、「民法協[「日本民主主義法律家協会」の略—中川注]をとおせば、僕がトロツキストではないということがいえると思ったんじゃないですか。……(しかし)現地のニーズがあって、僕がやることであれば、それで何一つ制約はないはずだ……それからさっきの水戸先生の問題[中川注一本論文中の、「科学者証人の中に共産党とは思想的に相容れない人物」がいたために、その人物について土地訴訟の証人訴訟を三好弁護士が取り下げた問題を指す]もあって、それは全く思想的な排除の原則がはたらいているし、われわれは自分の裁判に役に立てば、どんな人にでも協力を願いしてやらなければならない立場だから、ということで(参加をとりやめた)。」と述べる。(1997年7月24日 藤田一良弁護士へのインタビュー)

61 この両名は、既述の学生事件の弁護をしていた弁護士であり、藤田に誘われて、土地訴訟への参加を一度は決意していた。両名は、後に提起される伊方一号炉設置許可処分取消訴訟の弁護団にも参加することになる。

62 1973年9月16日開催の「いのちと暮らしを守る南予県民集会」における共産党幹部による「社会的にも犯罪者集団として信用のないトロツキスト弁護団が主要な役割を果たす裁判闘争は最初から敗北の路線を走るものだ」といった発言が問題となつた。前掲『判例時報』1076号p. 87

63 前掲『判例時報』1076号p. 86-111参照。この事件は、一審で原子炉設置許可処分取消訴訟の原告訴訟代理人らが勝訴し、二審で、被告からの原告一人あたり30万円の慰謝料の支払い・赤旗への謝罪広告掲載という内容で和解した。

64 「伊方町は西の三里塚」、『月刊地域闘争』1971年6月号、p. 55-60

65 日本社会においては、集団的暴力への寛容度が高く、四大公害訴訟の原則は、「散発的な暴力事件と訴訟を同類のものとみている」(p. 597)とするアップームの指摘がある。(Frank Upham "Litigation and Moral Consciousness in Japan: an Interpretive Analysis of Four Japanese Pollution Suits", Law

- & Society Review, Vol.10, No.4, p.596-597 (1976))。この指摘は、原子力施設反対住民運動に携わる住民の訴訟観にも同様にあてはまるであろう。
- 66 六ヶ所村核燃料サイクル4施設各反対訴訟の訴状による。
- 67 以下、前掲訴状による。
- 68 詳しい経緯については、日弁連公害対策・環境保全委員会『核燃料サイクル施設問題に関する調査研究報告書』p. 189 (1987), 船橋晴俊「1章 むつ小川原開発問題の経過と概要」, 地域開発研究会前掲書p. 1-24 (1995) 等参照。
- 69 原発については、昭和54年1月22日付けの通産省省議決定「原子力発電所の立地に係る公開ヒアリングの実施について」において、第一次・第二次公開ヒアリングの実施が定められている。この不備を指摘したものとして、保木本前掲書p. 198
- 70 反原発新聞第146号 1990年5月20日付。
- 71 前掲訴状による。
- 72 日弁連公害対策・環境保全委員会前掲報告書p. 174-183
- 73 その内容については、日弁連公害対策・環境保全委員会前掲書p. 175-176参照。
- 74 1985年1月16日の村議会全員協議会の様子につき、鎌田慧『六ヶ所村の記録』講談社文庫p. 430-431 (1997) 参照。
- 75 長谷川公一 地域開発研究会前掲書p. 39-41, p. 125-128 (1995)
- 76 六ヶ所村に実際に建設されたのは、核燃料サイクル施設のうち、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設、高レベル廃棄物管理施設、再処理工場の4つである。しかし、立地要請段階では、高レベル放射性廃棄物管理施設が再処理工場の付属施設とされていたため、ここでは「核燃料サイクル三施設」となっている。
- 77 長谷川公一 「地方拠点都市における反原子力運動の運動過程」, 『都市計画と都市社会運動の総合的研究』p. 14 (1991)
- 78 これは、本章第一節で述べたように、法令ではなく事実上要求されているものである。
- 79 長谷川公一 地域開発研究会前掲書p. 37-39, p. 123-125 (1995)
- 80 以下、浅石前掲論文による。
- 81 伊東良徳(核燃料サイクル施設反対訴訟の弁護人の一人)の話。(1997年10月23日, 電話による)
- 82 長谷川は、このことを、むつ小川原開発反対運動を「住民運動」的性格、核燃料サイクル施設反対運動を「市民運動」的性格と呼び分けることで表現している。「住民運動」と「市民運動」の違いについては、長谷川公一「第5章 環境問題と社会運動 1 住民運動と市民運動」, 飯島伸子編『環境社会学』有斐閣ブックスp. 104 (1993) 参照。
- 83 地域開発研究会前掲書p. 117
- 84 浅石は、泊漁協の組合員の委任を受けて、1986年の4月から7月にかけて、前述の総会決議取消請求、滝口組合長の地位保全の仮処分申請のほか、原燃に対し漁場立入禁止の仮処分申請、県知事に対し固有財産使用許可処分取消請求訴訟などを手掛けている。(いずれも勝訴にはいたらず)
- 85 浅石前掲論文
- 86 県の意見聴取を受けたのは、知事の指名した県内の主な首長、団体代表約400名である。これについては、「一部の声をもって県民の意見とすり替えようとしている」(南部捷平 前掲論文『公害研究』14巻3号p. 60)との批判がある。すなわち、意見表明は誰でもできるというわけではなく、弁護士団体であるためにその機会を与えられたものである。
- 87 浅石前掲論文
- 88 反原発新聞第115号1987年10月20日付
- 89 以下、反原発新聞1986年4月20日付, 5月20日付, 8月20日付, 9月20日付, 日弁連前掲調査報告書p. 172-173, 地域開発研究会前掲書p. 36, 鎌田慧前掲書p. 435-477に拠る。
- 90 「母っちゃん」とは、六ヶ所村における母親達の愛称である。
- 91 藤田一良「伊方原発訴訟の経過とその問題点」, 『公害研究』7巻4号p. 8 (1978)
- 92 浅石前掲論文
- 93 原子力施設設置許可処分手続きは、まさに「抑圧的法」であるといえよう。P. ノネ=P. セルズニック著『法と社会の変動理論』(六本佳平訳)岩波

- 現代選書p. 70-71 (1981)
- 94 田中成明『現代社会と裁判』弘文堂p. 207-208 (1996)
- 95 平成6年6月13日公布の「環境影響評価法」の特則が、電気事業法に定められた。特にスコーピング手続きは、運用次第で住民の意思表明の機会を広げる可能性があり、行政手続きの閉塞状況は変わっていくかもしれない。環境法政策学会編『新しい環境アセスメント法』社団法人商事法務研究会 (1998)
- 96 砂田前掲書p. 74
- 97 六本佳平『法社会学』有斐閣p. 103 (1986)
- 98 六本前掲書p. 104
- 99 これは、それぞれの地元では大きく報じられる動きでも、別の地域ではベタ記事にすらならないという報道の現実があることから、各地の人々がお互いに大切な情報を知り合えるようにする通信を作ろうということで刊行が始まったものである。
- 100 これらのネットワークのセンターの活動は、「学習会や講演会に講師役を派遣し、あるいは裁判の原告側証人になることによって係争中の立地点の運動を支援するとともに、原発や原子力施設一般を対象として各地の運動の実情や争点を伝え、支援を呼びかけたり、政府・電力会社の動き、原子力施設の運転状況、国内外の関連情報を報じること」等である。長谷川公一「反原子力運動における女性の位置一ポスト・チェルノブイリの新しい社会運動」、『レヴァイアサン』8号p. 47 (1991)
- 101 長谷川前掲論文p. 47-48 (1991)
- 102 チェルノブイリ原発事故後の反原発運動の高揚の中で、訴訟提起に至った運動の一つが、筆者がインタビューを行った泊原発反対住民運動である。泊原発は、日本でチェルノブイリ後に稼働する最初の原発だったため、全国の反原発運動から注目された。原告団結成は1988年5月31日である。泊原発に対する反対運動の中心となっていた地区労が「5万人原告団」という名で、一人1,000円を出資するということで訴訟の原告を募集した結果、4万9千人以上の人人が応募したという。そのころの運動の雰囲気を、柏は以下のように述べる。「新聞にね、あの時期、新聞にばんと出して、自分で〔原告団に〕入りたい人はここ〔に送ってください〕」、というだけで、4万9千人以上の人人が入る状況だったのさ。……もう、一月もたたないうちに5,000万の金が集まつた。」([ ]内中川注、1997年9月25日、柏陽太郎氏へのインタビュー)
- 103 放出倫「核燃から子供の命を守ろう—六ヶ所村泊は負けてねえ！」'85. 12村長選」『月刊地域闘争』1986年2月号p. 8-17
- 104 1997年7月24日、藤田一良弁護士へのインタビュー
- 105 「………子々孫々まで及ぶ問題だから、自分はどこまでできるかは分からないけど、できるだけやって、だめならダメで、我が身が滅びるだけや。やりかけたらやらなきゃいかんという感じがあった。」(1997年7月24日、藤田一良弁護士へのインタビュー)
- 106 阪大講師の久米が責任者を務めていた「伊方原発訴訟を支援する会」が主なものである。
- 107 たとえば、「事故のあった1979年8月に、熊野・柴田・管の三弁護士、それに科学者の中尾ハジメさんら総勢7名で、伊方訴訟弁護団の現地調査として、スリーマイル周辺だけでなく全米各地の反原発運動家や学者達との交流を目的として三週間」(『月刊地域闘争』1987年2月号p. 53) という調査を行っている。
- 108 1997年7月24日、藤田一良弁護士へのインタビュー
- 109 日弁連 第26回人権擁護大会シンポジウム第二分科会編『原子力開発と環境保全—エネルギーの選択と人権—』(1983)
- 110 もっとも、環境の改善といつても、「弁護士の公益活动ないし市民運動への関与は個人参加の域をせず、当人は大きな負担と犠牲を払っているとしても余裕のある範囲であり、それなりの問題点と限界」があることには変わりはない。辻公雄「市民運動の機能と弁護士の役割」、『自由と正義』97巻9号p. 80 (1996)
- 111 Marc Galanter "Why the "HAVES" Come out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Chance", Law & Society Review, Vol. 9, No. 1,

pp. 97-104 (1974)

112 Galanter *ibid.* p. 115

113 もちろん、伊方1号炉訴訟に関った弁護士と核燃料サイクル施設訴訟に関った弁護士では、住民運動との関り方に大きな違いがみられる。安藤の、弁護士と住民運動の関り方の分類によれば、伊方1号炉訴訟の弁護士は「法律の専門的な知識を住民運動に供給し力を貸す」にとどまる「顧問型」で、核燃料サイクル施設訴訟の弁護士は、「住民運動の中に、弁護士が融け込んでいる姿勢」をもつ「弁護士主導型」である。(安藤巖「住民運動と弁護士」『自由と正義』(特集=住民運動) 25巻1号p. 27 (1974)) 類似の指摘として、Upham *ibid.* p. 605参照。しかし、このような弁護士の住民運動に対する姿勢の違いではなく、本文中で述べたような「弁護士の側での、原子力施設訴訟に関するにあたっての環境の改善」が、伊方1号炉訴訟と核燃料サイクル施設訴訟における弁護士と住民運動のつながりの違いを規定する主たる要因であると考える。

114 川島武宜「権利の体系」、『私法』5号 (1951) など。

115 同様の指摘として、六本佳平「日本人の法行動と基底的な規範観念」、『イスラーム文明と日本文明』国際交流基金p. 230 (1981) 参照。

116 ドゥウォーキンの公権力機関と権利の関係についての第二モデル (R. ドゥウォーキン『権利論』(木下毅=小林公=野坂泰司共訳) 木鐸社 (1986) p. 266) が示すように、「権利」が絶対的な性質を持つことは確かであるが、これは、原子力施設反対住民運動の参加者の「自らの主張を貫徹することだけを考えている」態度とは違ったものである。

117 六本佳平『法社会学』p. 216 (1986)

118 四大公害訴訟につき同様の指摘をしたものとして、Upham *ibid.* pp. 590-599

119 田中成明『裁判をめぐる法と政治』有斐閣p. 92 (1979)

図1 日本の原子力施設一覧（1996年12月現在）



原子力資料情報室『脱原発年鑑』七つ森書館（1997）p. 34を基に作成。

表1 核燃サイクル4施設の原告居住地

居 住 地		ウ ラン	低 レ ベ ル	高 レ ベ ル	再 处 理
青 森 県	青 森 市	7	11	8	14
	弘 前 市	6	10	11	11
	八 戸 市	11	21	14	16
	五 所 川 原 市	1	0	0	0
	十 和 田 市	9	5	2	4
	三 沢 市	2	4	2	3
	む つ 市	6	2	2	2
	中 津 軽 郡	0	1	1	1
	東 津 軽 郡	1	0	0	1
	西 津 軽 郡	2	0	0	0
	南 津 軽 郡	1	4	5	6
	北 津 軽 郡	0	0	1	1
	上 北 郡	28	30	21	23
	三 戸 郡	4	1	2	0
青 森 県 外	北 海 道	2	1	2	2
	岩 手 県	2	3	1	2
	宮 城 県	3	0	1	1
	山 形 県	1	0	0	0
	福 島 県	2	0	1	1
	栃 木 県	1	1	1	3
	群 馬 県	2	1	0	1
	千 葉 県	3	2	3	4
	埼 玉 県	2	1	2	6
	東 京 都	25	14	6	24
	神 奈 川 県	5	2	6	13
	静 岡 県	2	0	0	0
	新 潟 県	1	2	2	3
	長 野 県	2	0	0	0
	石 川 県	2	3	2	0
	愛 知 県	5	1	3	3
	岐 阜 県	1	1	1	1
	京 都 府	2	2	3	2
	大 阪 府	5	3	2	1
	兵 庫 県	3	2	0	2
	和 歌 山 県	8	3	3	3
	三 重 県	1	0	0	0
	滋 賀 県	1	0	0	0

奈 良 県	2	0	0	1
徳 島 県	1	0	1	1
広 島 県	2	0	1	0
山 口 県	2	0	0	1
福 岡 県	4	2	0	1
長 崎 県	1	0	0	0
鹿 児 島 県	1	0	0	0
イ ギ リ ス	0	1	1	0
総 計	172	134	111	158

## 原告人数の内訛比率

	ウ ラ ン	低 レ ベル	高 レ ベル	再 处 理
青 森 県 内	45%	66%	62%	52%
青 森 県 外	55%	34%	38%	48%
総 計	100%	100%	100%	100%

ウラン：ウラン濃縮施設

低レベル：低レベル放射性廃棄物埋設施設

高レベル：高レベル放射性廃棄物管理施設

再処理：再処理施設